

評価書

1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人自動車事故対策機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成27年度（第3期）
	中期目標期間	平成24～28年度

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		国土交通大臣		
	法人所管部局	自動車局	担当課、責任者	保障制度参事官室 増田直樹
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 斉藤夏起
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3．評価の実施に関する事項
平成28年6月29日 理事長・監事ヒアリング実施 平成28年7月4日～8日 外部有識者からの意見聴取実施

4．その他評価に関する重要事項
特になし

1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
		A (B)	A (B)	B	
評定に至った理由	項目別評定は業務の一部がAであるものの、全般的にはB評定が大多数を占めており、また全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価基準に基づきBとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	安全指導業務、被害者援護業務及び自動車アセスメント業務の各業務において計画を達成している。 重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象は無かった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	療護施設の設置・運営について、今後の委託病床のあり方について検討を進め、取りまとめ内容について着実に実施していくことが求められる。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	中期目標達成に向けて順調かつ適切に業務運営されている。組織効率化等で少人数支所が増えている実情を踏まえ、若手職員の早期育成や高度に均質化した人材育成が必要。
その他特記事項	特になし

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
安全指導業務等						1－1	
民間参入促進	S (A)	A (B)	B	B		1－1－1	
指導講習及び適性診断の内容 の充実	A (B)	A (B)	B	B		1－1－2	
運輸安全マネジメント制度の 浸透・定着	A (B)	A (B)	B	B		1－1－3	
道路交通安全の向上	S (A)	S (A)	B	B		1－1－4	
療護施設の設置・運営						1－2	
療護施設における治療・看護 の充実	A (B)	A (B)	B	B		1－2－1	
療護施設の周知、知見・成果 の普及促進	A (B)	A (B)	B	B		1－2－2	
介護料の支給等	S (A)	S (A)	B	B		1－3	
交通遺児等への生活資金の貸付	A (B)	A (B)	B	B		1－4	
自動車事故被害者等への情報提 供・相談対応	A (B)	A (B)	B	B		1－5	
自動車アセスメント情報提供業 務						1－6	
衝突安全性能評価	A (B)	S (A)	B	B		1－6－1	
予防安全技術試験	A (B)	A (B)	A	B		1－6－2	
わかりやすい情報提供	A (B)	S (A)	A	A		1－6－3	
自動車事故対策に関する広報活 動	A (B)	A (B)	B	B		1－7	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
組織運営の効率化	A (B)	A (B)	B	B		2－1	
人材の活用	A (B)	A (B)	B	B		2－2	
業務運営の効率化						2－3	
安全指導業務	A (B)	S (A)	B	B		2－3－ 1	
療護施設	A (B)	A (B)	B	B		2－3－ 2	
交通遺児等への生活資金の貸付	A (B)	A (B)	B	B		2－3－ 4	
業務全般（経費削減、契約適正化）	A (B)	A (B)	B	B		2－3－ 5	
業務全般（内部統制、情報セキュリティ）	A (B)	A (B)	B	B		2－3－ 6	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	A (B)	A (B)	B	B		3－1	

※ 平成２６年度評価より、評定区分が変更されている。平成２４年度評価及び平成２５年度評価における括弧書きは、新たな評定区分に置き換えた場合の区分。

重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

IV．その他の事項							
施設及び設備に関する計画	A (B)	A (B)	B	B		4－1	
人事に関する計画	A (B)	A (B)	B	B		4－2	

1－1－4－1
中期目標管理法人
年度評価
項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	安全指導業務等 民間参入促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	重要度：高（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）28－⑩ 行政事業レビューシート事業番号190

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
指導講習受 講者数	－	－	142,341 人	136,970 人	132,372 人	130,298 人	－			予算額（千円）	－	－	－	－	－
適性診断受 診者数	－	－	461,733 人	455,561 人	459,164 人	461,138 人	－			決算額（千円） ※注１～注３	2,499,643	2,376,095	2,552,142	2,643,261	－
指導講習教 材頒布数	－	－	19 者	19 者 （4,722 冊）	37 者 （ 13,801 冊）	51者 （26,663 冊）	－			経常費用（千円） ※注１～注３	3,097,907	2,959,789	3,160,644	3,213,785	－
講習講師要 件研修参加 者数	－	－	53 者（82 人）	51 者（82 人）	58 者（96 人）	61 者 （117 人）	－			経常利益（千円） ※注１～注３	△2,738	2,694	1,940	2,639	－
i-NATS（新 適性診断シ ステム）提供 数	－	－	14 者	27 者(103 台)	34 者(159 台)	46 者 （204 台)	－			行政サービス実 施コスト（千円）	－	－	－	－	－
カウンセラ ー要件研修 参加者数	－	－	24 者（34 人）	12 者（18 人）	33 者（42 人）	33 者(49 人）	－			従事人員数 ※注４	309	309	309	309	－
指導講習民 間参入者数 （年度末事	－	－	12 者	27 者	40 者	60 者	－								

	業者数)															
	適性診断民間参入者数 (年度末事業者数)	—	—	22 者	37 者	45 者	55 者	—								

※注１）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額（安全指導業務全体の実績額）を記載。

※注２）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注３）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注４）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数３３４人から計上可能な本部の間接部門専属人数２５人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	機構は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、民間参入を促進することとされていること、自動車アセスメント業務については、引き続き機構で実施することとされていること等を踏まえ、安全指導業務から被害者援護業務及び自動車アセスメント業務へ業務の重点化、深度化を図るとの考え方の下、以下の取組を進める。	①民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、国と連携し、安全指導業務における民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。	①民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。 また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、機構が開発した i-N A T S（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ 指導講習受講者数 適性診断受診者数 教材頒布数 民間参入者数 等 ＜評価の視点＞ 民間参入の促進に向けた支援が確実に行われているか。民間参入促進のための工程表に沿った取組がなされているか。	＜主要な業務実績＞ 1）NASVAの安全指導業務実績 ・指導講習受講者130,298人（前年度132,372人） ・適性診断受診者461,138人（前年度459,164人） ・昨年度同様、指導講習及び適性診断業務への民間参入者数の増加に伴い、指導講習実績は減少しているが、適性診断業務については、適齢診断受診者等の増加により対前年度比実績が増加。 2）民間参入団体等の安全指導業務実績 ・指導講習受講者（指導講習テキスト頒布数から推測）：26,663人	＜評定と根拠＞ 評定：B 新たに実施機関になろうとする民間団体等への指導講習教材の頒布、ナスバネットの提供のほか、指導講習講師や適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施といった認定取得に向けた支援をこれまで以上に実施したほか、工程表に沿った民間参入に向けたナスバとしての取組を着実に進めた結果、参入事業者が大幅に増加しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き国が策定した工程表に沿って、その取組の着実な実行を図り、民間参入を促進させる。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 民間参入促進に向けた工程表に基づく協働による参入促進や、指導講習講師・適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施といった取組を着実に実施している。その他、指導講習教材の頒布やナスバネットの提供については前年度を上回る実績となっており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 民間参入の促進に向けたロードマップの着実な達成のため、安全指導業務の協働での実施の実現を含めて、民間事業者による認定取得がさらに進められるよう、事業者のニーズを踏まえた丁寧な働きかけ及び認定取得に向けた支援が求められる。 ＜その他事項＞ （有識者の意見） ・自動車運送事業者の安全性確保のため適性診断の広がりが必要。支所外診断の拡大を進めてほしい。	

	①安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。 あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。		施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を引き続き支援します。 加えて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき平成25年度に国が作成した民間参入促進のための工程表を踏まえた取組方策により、業界団体との協働実施等、引き続き参入に向けた働きかけを着実に実行します。	（前年度13,801人） ・適性診断受診者（ナスバネット利用事業者の実績）：31,681人（前年度20,803人） 3）民間参入希望団体等への認定取得支援 ①ホームページによる情報提供 ・引き続き、「指導講習講師等の資格要件研修実施の案内」、「安全指導業務（適性診断及び指導講習）への民間参入の案内」、「参入に関するFAQ」及び「民間参入についての分かりやすいDVD」をNASVAホームページへ掲載し、民間参入に関する情報を提供。 ②認定取得に必要な要件研修等の実施（指導講習） ・第一種講師資格要件研修：6回開催延べ61者117人参加（前年度：5回開催延べ58者96人）（適性診断） ・第一種カウンセラー資格要件研修：3回開催延べ33者49人参加（前年度：2回開催延べ33者42人）（指導講習テキスト、ナスバネットの提供） ・指導講習民間参入団体51者に指導講習教材を26,663冊頒布。（前年度：37者に13,8		
--	--	--	---	--	--	--

					0 1 冊頒布) ・適性診断民間参入団体 4 6 者に 2 0 4 台分のナ スバネットを提供。(前 年度：3 4 者に 1 5 9 台 提供) 4) 民間参入の状況 ・平成 2 5 年度に国が策 定した民間参入促進の ための工程表(ロードマ ップ)を踏まえ、前年度 に引き続き、民間参入に 係る取組方策を各主管 支所長に指示。 ・大規模及び中小規模の 業界団体等に対し、NA S V A との協働による参 入の提案を続けた結果、 2 団体が協働により参入 したほか、複数の大規模 及び中規模団体等がその 意向を示している。 ・認定取得の支援等の結 果、平成 2 7 年度は、指 導講習 2 0 者(前年度 1 3 者)、適性診断 1 0 者 (前年度 8 者)が新たに 参入し、参入事業者等の 総数は、指導講習 6 0 者、 適性診断で 5 5 者(いず れも NASVA を除く)と确实 に増加。 5) 民間参入団体とのカ ウンセラー研修の実施 ・昨年度に引き続き、国 土交通省が「認定要領」 にて定めている「カウ		
--	--	--	--	--	--	--	--

					セラー教育・訓練」を他の民間参入団体と合同にて実施。 ・平成２７年度は８主管支所で実施。（昨年度：６主管支所）		
--	--	--	--	--	--	--	--

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－2	安全指導業務等 指導講習及び適性診断の内容の充実		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）28－⑩ 行政事業レビューシート事業番号190

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最終年度値）	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				2 4 年度	2 5 年	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
指導講習受講者からの評価度（計画値）	中期目標期間の年度毎に4. 0 以上	—	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上			予算額（千円）	—	—	—	—	—
指導講習受講者からの評価度（実績値）	—	4.44	4.51	4.53	4.48	4.48	—			決算額（千円） ※注1～注3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	2,643,261	—
達成度	—	—	112.8%	113.3%	112.0%	112.0%				経常費用（千円） ※注1～注3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	3,213,785	—
適性診断受診者からの評価度（計画値）	中期目標期間の年度毎に4. 0 以上	—	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上			経常利益（千円） ※注1～注3	△2,738	2,694	1,940	2,639	—
適性診断受診者からの評価度（実績値）	—	4.16	4.39	4.40	4.34	4.39	—			行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
達成度	—	—	109.8%	110.0%	108.5%	109.8%	—			従事人員数 ※注4	309	309	309	309	—
自動車運送事業者からの評価度（計画値）	中期目標期間の年度毎に4. 0 以上	—	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上								

	自動車運送事業者からの評価度(実績値)	—	4.18	4.28	4.29	4.35	4.36	—								
	達成度	—	—	107.0%	107.3%	108.8%	109.0%	—								

※注１）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額（安全指導業務全体の実績額）を記載。

※注２）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注３）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注４）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数３３４人から計上可能な本部の間接部門専属人数２５人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	①安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。 あわせて、これま	②安全指導業務については、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図ります。 ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する５段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に４．０以上とします。	②自動車運送事業者における運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行います。 加えて、一般講習テキストに被害者援護業務の取組を掲載するなどにより被害者援護業務等との連携を推進します。 また、指導講習等の内容の一層の充実に向け、これまで蓄積した安全指導業務に係る知見等の有効活用方策について検討し	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ・指導講習受講者からの評価度 ・適性診断受診者からの評価度 ・自動車運送事業者からの評価度 ＜評価の視点＞ 指導講習教材の改訂等が適切になされているか。	＜主要な業務実績＞ 指導講習教材において、平成 28 年 1 月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け発出された「貸切バスのシートベルトの着用の徹底について」等の通達を掲載し、運行管理者等に最新の情報を提供するとともに、交通事故が及ぼす影響について運転者の意識を高めるため、被害者援護業務の取組を一般講習テキストに掲載するなどにより連携を推進。 また、慶応大学医学部等により結成されている「ドライアイ研究会」が行うドライバーに対するドライアイの測定調査に協力するとともに、事故惹起者及び高齢ドライバ	＜評定と根拠＞ 評定：B 指導講習教材に最新情報を掲載するとともに、指導講習を通じた他業務との連携も図っているほか、これまでの蓄積した知見の有効活用について検討を行っており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 指導講習等の内容の一層の充実に向け、これまで蓄積した安全指導業務に係る知見等の有効活用方策について検討。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 指導講習の教材に直近の重大事故等を踏まえた最新情報を掲載するとともに、被害者援護業務との連携を進めることにより自動車運送事業者の事故防止に取り組んでいる。また、安全指導業務に係る知見の有効活用について、具体的な調査に協力しながらデータの有効活用についての検討を進めている。 これらの取り組みは年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ これまでの安全指導業務の実施によって蓄積された知見やビッグデータの有効活用方策について、さらなる検討を進める必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし	

	で蓄積した知見等を 活用し、指導講習及 び適性診断の内容の 一層の充実・改善を 図る。		ます。 ③ ②の施策を実 施することによ り、受講者・受診 者・事業者に対す る５段階評価の調 査における安全対 策への支援効果に 関する評価度（平 成２７年度）につ いて、４．０以上と します。		ーにおけるドライアイの データと適性診断デー タの関連性の有効活用につ いて検討。 ・講習受講者 ４．４８ （前年度４．４８） ・診断受診者 ４．３９ （前年度４．３４） ・事業者 ４．３６（前年 度４．３５）		
--	---	--	---	--	--	--	--

４．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－3	運輸安全マネジメント制度の浸透・定着		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第9号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値)	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
安全マネジメント評価実施事業者数	—	—	20 事業者	18 事業者	12 事業者	13 事業者	—			予算額（千円）	—	—	—	—	—
安全マネジメントコンサルティング実施件数	—	—	49 件	31 件	25 件	33 件	—			決算額（千円） ※注 1～注 3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	2,643,261	—
安全マネジメント講師派遣件数	—	—	479 件	448 件	461 件	498 件	—			経常費用（千円） ※注 1～注 3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	3,213,785	—
安全マネジメントガイドライン講習会実施回数、参加人数	—	—	87 回 2,395 人	85 回 2,114 人	96 回 3,015 人	91 回 2,242 人	—			経常利益（千円） ※注 1～注 3	△2,738	2,694	1,940	2,639	—
安全マネジメントリスク管理講習会実施回数、参加人数	—	—	64 回 1,130 人	58 回 844 人	66 回 1,275 人	73 回 1,181 人	—			行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
安全マネジメント内部監査講習会	—	—	52 回 720 人	50 回 758 人	55 回 995 人	61 回 931 人	—			従事人員数 ※注 4	309	309	309	309	—

	実施回数、参加人数															
	安全マネジメントセミナー参加人数	—	—	822 人	711 人	1,034 人	1,117 人	—								

※注１）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額（安全指導業務全体の実績額）を記載。

※注２）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注３）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注４）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数３３４人から計上可能な本部の間接部門専属人数２５人を差し引いた人数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度	④ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を	④ 安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。 また、制度の動向を注視し、関係法令の改正等に応じて、速やかに講習テキストに反映させるなど、適時、	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ・安全マネジメント評価実施事業者数 ・安全マネジメントコンサルティング実施件数 ・安全マネジメント講師派遣件数 ・安全マネジメントガイドライン講習会実施回数、参加人数 ・安全マネジメントリスク管理講習会実施回数、参加人数 ・安全マネジメン	＜主要な業務実績＞ １）安全マネジメント評価事業 ・全国で１３事業者（前年度１２事業者）に評価を実施。 ２）安全マネジメントコンサルティング・講師派遣 ・事業規模に応じた安全マネジメントの取組の提案、実施に向けたサポートを行うコンサルティングを３３件（前年度２５件）実施。 ・「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等の支援を目的とした講師派遣を４９８件（前年度４６１者）実施。	＜評価と根拠＞ 評価：Ｂ ナスバの全国体制を活用した安全マネジメント評価、コンサルティング、講師派遣、各講習会等の実施に引き続き取り組んでおり、特にナスバならではの取組である「NASVA 安全マネジメントセミナー」については、今回で１０回目の開催となり、参加者が過去最高に達する等、安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた取組が進められており、年度計画を十分に達成しているものと判断しＢ評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、安全マネジメントのより一層の定着・浸透に	評価 Ｂ ＜評価に至った理由＞ 安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、安全マネジメント評価、コンサルティング、講師派遣、各講習会等を着実に実施するとともに、「NASVA 安全マネジメントセミナー」の参加者が過去最高となるなど、自動車運送事者における安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた取り組みを着実に進めている。 これらの取り組みは年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、Ｂ評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし

	の効果的・効率的な浸透・定着を図る。 あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。	図ります。 また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図ります。	適切に情報の提供を行うこととし、自動車運送事業者における安全マネジメント体制の構築、改善の支援を行います。	ト内部監査講習会実施回数、参加人数 ・安全マネジメントセミナー参加人数 ＜評価の視点＞ 安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた取組が着実になされているか。	３）安全マネジメント関係講習会 ・国土交通省認定の「ガイドライン」「リスク管理（基礎）」「内部監査（基礎）」の各セミナーを全国で開催。 （ガイドラインセミナー） ： 9 1 回開催、2, 2 4 2 人の経営者等が受講。（前年度 9 7 回、3, 0 1 5 人） （リスク管理（基礎）） ： 7 3 回開催、1, 1 8 1 人の運行管理者等が受講。（前年度 6 6 回、1, 2 7 5 人） （内部監査（基礎）） ： 6 1 回開催、9 3 1 人の監査担当者等が受講。（前年度 5 5 回、9 9 5 人） ・また、講習会等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「KYT」、「KYT—Ⅱ」、「KYT—Ⅲ」を計 1, 2 8 2 枚（前年度 9 3 9 枚）頒布。 ４）安全マネジメントセミナー ・第 1 0 回目となる「NASVA 安全マネジメントセミナー」を平成 2	向け、トップセールスや講習会開催時等あらゆる機会において積極的な P R を行う。
--	---	---	--	--	---	--

				7年10月に東京国際フォーラムにて開催。前年度同様1千人を超え、過去最高の1,117人の経営者等が参加。 ・自動車運送事業者等から運輸安全マネジメント制度開始からの10年間の安全対策の取組を振り返り、これからの展望を語るパネルディスカッション等を実施。 5) 貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）への協力 ・平成27年度受託実績141者（前年度117者） 6) 貸切バス適正化コンサルティング事業への協力 ・地方バス協会からの巡回指導委託要請により、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導業務として、67者に対する巡回指導に協力。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－4	道路交通安全の向上		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 9 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報											
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最終年度値）	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
予算額（千円）	—	—	—	—	—
決算額（千円） ※注 1～注 3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	2,643,261	—
経常費用（千円） ※注 1～注 3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	3,213,785	—
経常利益（千円） ※注 1～注 3	△2,738	2,694	1,940	2,639	—
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
従事人員数 ※注 4	309	309	309	309	—

※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額（安全指導業務全体の実績額）を記載。

※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数 3 3 4 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 2 5 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	② 運輸安全マネジメント評価等の安全管理業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。 あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。	⑤ 国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させることにより道路交通安全の向上に寄与します。	⑤ 道路交通安全マネジメントシステム規格の国内での運用に関する以下の活動を行い、道路交通安全の向上に寄与します。 ア 必要に応じて、外部有識者等からなる国内審議委員会及び専門委員会を開催し、情報の収集、国内の意見集約等を行います。 イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣し、意見交換、情報収集等を行います。 ウ 道路交通安全マネジメントシステム規格を取得した組織により、自動車事故の減少やそれに伴うコスト低減等が図られるよう、認定、認証、研修及びコンサルティングの各実施機関と連携し、同規格の的確な運用	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 国際的道路交通安全マネジメントの浸透に向けた取組が着実になされているか。	＜主要な業務実績＞ 1）国内審議委員会の開催 ・平成28年1月、ISO／TC241国内審議委員会を開催し、マレーシアが提案した「通勤時の安全マネジメント実施における優良実践法（新作業項目提案書）」について、審議し、学識経験者、行政機関及び自動車関係団体等から意見を収集。 ・ナスバは同委員会事務局として国内意見を取り纏め国際委員会事務局に投票。 2）国際審議委員会への出席 ・平成27年11月にブラジル共和国（ブラジル）で開催された ISO／TC241国際審議委員会に職員を派遣。 ・我が国における ISO39001 の取得状況及び取組事例を報告した。各国における認証取得状況や安全対策について参加国で情報共有が図られた。 3）ISO 認定機関との連携、N－RTSマネジメントシステムの普及	＜評定と根拠＞ 評定：B ISO39001の国内審議委員会の事務局として、情報収集や国内意見集約等を引き続き行うとともに、我が国の実情に適合する具体的な安全対策として発行した「N-RTS マネジメントシステム」の運用・定着に向けた取組やコンサルティングの実施等により、ISO39001の普及、浸透に向け取り組んでおり、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、必要に応じ国内審議委員会の開催による意見集約、国際会議への職員派遣による情報収集等を行うとともに、道路交通安全マネジメントシステム規格の的確な運用を図る。	評定 B	
					＜評定に至った理由＞ 道路交通安全マネジメントシステム規格の普及・浸透に向け、ISO39001の国内審議委員会の事務局として、情報収集や国内の意見集約等を行うとともに、我が国の実情に適合する具体的な安全対策として発行した「N-RTS マネジメントシステム」の運用・定着に向けた取組やコンサルティングの実施等に取り組んでいる。また、ISO39001取得事業者に対し、導入の効果や課題等の実態把握のための調査を実施するなど、今後の普及・浸透に向けた取り組みも実施している。 これらの取り組みは、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。			
					＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし			
					＜その他事項＞ 特になし			

			を図ります。 ⑥ 道路交通安全マネジメントシステム規格の認証取得により、自動車事故の減少及びそれに伴うコスト低減等の具体的な成果に繋げるため、我が国において自動車運送事業者等を対象に同規格の要求事項に加えて更なる安全対策の実施を求めるスキーム（N－R T S 認定・認証スキーム）の管理を行い、同規格、同スキームの的確な運用及び定着を図ります。 ⑦ 道路交通安全マネジメントシステム規格の取組を事業者等に浸透させるため、セミナーやコンサルティング等を実施し、安全マネジメント講習会等の機会を利用しPRを行い、道路交通安全の向上に寄与します。	・ISO39001 が的確に運用され、自動車事故削減に真に効果を発揮することを目指し、引き続き、認定機関とISO 39001 及びN－R T S マネジメントシステムの認証・認定スキームの普及に向けた連携・協議を実施。 認定機関である公益財団法人日本適合性認定協会が開催するマネジメントシステム技術委員会に職員を委員として派遣。 4) ISO39001 の効果の把握 ・国内審議委員会の事務局として、ISO 39001 の効果及び課題等に係る実態を定量的に把握することを目的として、ISO 39001 取得企業への調査を実施。 ・ISO 39001 の認証取得後の効果について、認証を取得した企業の8割以上が「効果があった」項目として以下を挙げた。 「交通安全への取組の見える化が図られる」68件（88.3%） 「社内の組織体制が整備される」66件（85.7%） 「社内情報が文書化されることにより、作業が標準化され記録が整備される」66件（85.7%）	
--	--	--	---	---	--

				「企業イメージ・ブランドイメージを向上させる」64件(83.1%) 「企業の社会的責任が果たせる(CSR)」64件(83.1%) ・また、認証を取得した企業は、認証取得の具体的な効果について、以下の回答。 「毎年20件以上あった事故が取得後5件まで減った」 「事故が50%減少した」 「損害保険料が3割減になった」 「安全に対する投資が2割増えた」 5)ISO39001の普及・浸透に向けた取組 ①ISO 39001体制構築支援コンサルティング ・ISO 39001の取得を希望した自動車運送事業者等8社及び前年度から引き続く2社に対してISO 39001体制構築支援コンサルティングを実施。 ・同コンサルティングでは、ISO 39001で特に重要とされているリスク分析に重点をおき、組織が抱える道路交通安全に関するリスク及び機会の洗い出しから、それらの対策案の検討及び重点取組項目の決定に至るまでの		
--	--	--	--	---	--	--

				作業及びそれらを支える仕組みを継続的に改善する方法を経営管理部門及び現場担当者に対しアドバイス。 ② ISO 39001 の紹介 DVD の製作 ・ISO 39001 の更なる普及・啓発を図るため、ISO 39001 コンサルティングを含む「運輸安全マネジメント業務 DVD」を製作した。 ・DVD では、ISO 39001 の目的、意義及び認証取得の効果を伝えるとともに、認証を取得した企業から認証取得後の効果について紹介。		
--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2－1	療護施設における治療・看護の充実		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 3 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：高（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 1 2 月 2 4 日閣議決定）及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）28－⑩ 行政事業レビューシート事業番号 190

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間値）	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
遷延性意識障害からの脱却者数 （計画値）	中期目標期間 95 人以上	－	19 人以上	19 人以上	19 人以上	19 人以上	－			予算額（千円）	－	－	－	－	－
遷延性意識障害からの脱却者数 （実績値）	－	88 人	28 人	30 人	21 人	20 人	－			決算額（千円） ※注 1～注 3	2,898,443	3,230,776	3,228,460	3,283,560	－
達成度	－	－	147.4%	157.9%	110.5%	105.3%	－			経常費用（千円） ※注 1～注 3	2,908,890	3,241,032	3,279,712	3,295,184	－
										経常利益（千円） ※注 1～注 3	289	4,013	4,232	4,232	－
										行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
										従事人員数 ※注 4	309	309	309	309	－

※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「療護業務」の実績額（療護業務全体の実績額）を記載。

※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数 3 3 4 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 2 5 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	機構は、自動車事故による遷延性意識障害者（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供する観点から、療護施設の設置・運営に関して以下の取組を行う。 ① 療護センターにおいて、必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。 ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施するとともに、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置する。なお、その後の委託病床の立地等のあり方については、地理的要因や既存病床の利用状況等	① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注4）、プライマリーナーシング（注5）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。 （注4）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。 （注5）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看	① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注4）、プライマリーナーシング（注5）、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施します。 （注4）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。 （注5）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看	＜主な定量的指標＞ 遷延性意識障害からの脱却者数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 療護施設において質の高い治療・看護が実施されているか。関東西部地区における新たな委託病床が着実に設置されているか。	＜主要な業務実績＞ ①引き続き、各療護センターにおいて、MR I、PET等の高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等による質の高い看護を実施。 ②医療技術、看護技術等の着実な開発・向上のため、平成27年度は以下を整備。 1）各医療機器の整備等 ・中部療護センターの脳磁図計（MEG）を3月15日から稼働。 ・中部療護センターのX線撮影装置を12月24日から稼働。 ・千葉療護センター及び岡山療護センターの生化学自動分析装置を、3月10日及び1月29日からそれぞれ稼働。 ・千葉療護センターの高圧蒸気滅菌装置を3月15日から稼働。 ・東北療護センターの人工呼吸器を1月15日から稼働。 2）医療技術の向上のた	＜評定と根拠＞ 評定：B 高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療、ワンフロア病棟システムの運用、プライマリーナーシング、ナスバスコアの活用等、従来からのきめ細かく質の高い治療・看護に取り組んだほか、平成26年度に本格実施した療護看護プログラム（新看護プログラム）について、その取組の技術を一層向上させるための研修に参加するとともに、着実な定着に向けた教育用マニュアルの策定を行い、こうした取り組みにより脱却者数が計画人数を上回り、さらに、懸案であった関東西部地区における新たな委託先病院について委託先を決定の上、平成28年度からの開設に至る等、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評定とするものである。 ＜課題と対応＞ 施設の老朽化が目立つ療護センターの中長期的な修繕計画の策定が必要であることのほか、今後の委託病床の立地等のあり方について検討を行う。	評定	B
							＜評定に至った理由＞	
							＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞	
＜その他事項＞								

	を踏まえて、引き続き検討する。	護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。 ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。 ③ 委託病床については、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置し、その後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討します。 ④ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から③までにより治療効果を高め、中期目標期間の最終年度	② 「施設及び設備に関する計画」（別紙１）に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、施設の老朽化が目立つ療護センターの中長期修繕計画を策定します。 また、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図ります。 ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。	め、療護センターの知見・ノウハウを活かし地元大学医学部等との連携による共同研究、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施。 ３）入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施。 ③老朽化してきた療護センターの施設について、計画的な修繕を行うため中長期修繕計画の策定を行うこととし、平成２７年度については、千葉療護センター及び岡山療護センターの計画を策定。 ④療護施設機能一部委託病床では、（６月）第１回療護センター長等会議及び事務担当者会議、（７月及びH28年１月）MSW担当者連絡会議、（１０月）看護部長等連絡会議及びリハビリ担当者連絡会議、（１２月）第２回療護センター長等会議及び事務担当者会議に病院長、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な		
--	------------------------	--	--	--	--	--

		までに遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却（注6）者数を95人以上とします。 （注6）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。	④ 関東西部地区における新たな委託病床については、委託先病院を選定の上、患者受入を速やかに開始して適切な治療・看護を行います。 また、委託先の選定・設置後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、その後の委託病床の立地等のあり方について検討します。 ⑤ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から④までにより治療効果を高め、平成27年度中の遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却（注6）者数を19人以上とします。 また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。 さらに、療護施設看護の一環として、新看護プログ	連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施。 ⑤関東西部地区については、湘南東部総合病院（神奈川県茅ヶ崎市）に委託先を決定し、平成28年5月から事業開始。 ⑥脱却者数、遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）を用いた治療改善度の公表等 1）治療・看護効果を高めた結果、脱却者数は年度計画を超える20人。 2）ナスバスコアを用いた治療改善度を平成28年3月30日に公表。その分析の結果、平成17年6月1日からの10年間に退院した患者並びに平成22年6月1日からの5年間に退院した患者のいずれにおいても、ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、重症度別に行った分析のいずれにおいても、平均値が減少するなどの治療改善効果を確認。 3）平成22年6月1日から平成27年5月31日までの5年間に退院した患者に関する入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連において、「入院時のスコアが高くても改		
--	--	---	--	--	--	--

			ラム（注7）の全部又は一部を実施するとともに、技術向上を図ります。 （注6）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。 （注7）「新看護プログラム」とは、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を实践できること等を目的とした看護プログラムをいう。		善している患者がいること」「事故後経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示され、入院患者の治療改善効果の更なる向上のため、この結果を過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用。 4）療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を实践できること等を目的に7か所の療護施設において療護施設看護の一環として、全部又は一部を実施してきた療護看護プログラム（新看護プログラム）について、日本ヒューマン・ナーシング研究学会及び日本脳神経看護研究学会の「意識障害・寝たきり（廃用症候群）患者の生活行動回復看護（NICD）研修」に各療護施設から派遣して、技術の向上を図るとともに、一層の定着に向け、療護看護プログラムの教育用マニュアルを策定。 5）東北療護センターでは、患者家族の強い希望により試験的に導入したロボットスーツ HAL を引き続きリハビリで活用。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2－2	療護施設の周知、知見・成果の普及促進		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 3 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）28－⑩ 行政事業レビューシート事業番号 190

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間平均値)	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
日本脳神経学会等における研究発表件数(計画値)	中期目標期間の年度毎に 31 件以上	—	31 件以上	31 件以上	31 件以上	31 件以上	31 件以上			予算額（千円）	—	—	—	—	—
日本脳神経学会等における研究発表件数(実績値)	—	31 件	36 件	33 件	35 件	31 件	—			決算額（千円） ※注 1～注 3	2,898,443	3,230,776	3,228,460	3,283,560	—
達成度	—	—	116.1%	106.5%	112.9%	100.0%	—			経常費用（千円） ※注 1～注 3	2,908,890	3,241,032	3,279,712	3,295,184	—
短期入院協力病院等のスタッフへの研修実施件数	—	14 病院 19 人	17 病院 28 人	21 病院 2 施設 32 人	21 病院 2 施設 37 人	24 病院 5 施設 50 人	—			経常利益（千円） ※注 1～注 3	289	4,013	4,232	4,232	—
療護施設における M S W による相談対応件数	—	—	10,132 件	10,911 件	9,969 件	10,692 件	—			行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
										従事人員数 ※注 4	309	309	309	309	—

※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「療護業務」の実績額（療護業務全体の実績額）

を記載。

※注２）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注３）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注４）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数３３４人から計上可能な本部の間接部門専属人数２５人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	③ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対する療護施設（療護センター及び委託病床）の周知を徹底する。 ④ 療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。	⑤ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設（療護センター及び委託病床）の確実かつ効果的な周知を行います。 ⑥ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、療護施設におけるメディカルソーシャルワ	⑥ 療護施設と主管支所及び支所との連携による病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行います。 ⑦ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用してもらう観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、短期入院協力病院・入所施設を始めとする部外施設の看護師等の研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を	＜主な定量的指標＞ 日本脳神経学会等における研究発表件数 ＜その他の指標＞ ・短期入院協力病院等のスタッフへの研修実施件数 ・療護施設におけるMSWによる相談対応件数 ＜評価の視点＞ 療護施設の周知や知見・成果の活用、在宅介護に向けた援助が効果的になされているか。	＜主要な業務実績＞ ⑥療護施設の周知 ・引き続き、各療護施設の事務職員及びMSWが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設の周知を実施。 ・特に、空床のある東北療護センターでは、主管支所・支所と連携して県内外の救急救命センター、救急科専門医指定病院、リハビリテーション病院等の主な病院を訪問し、入院促進のための積極的な広報活動を実施。 ・また、被害者家族団体の総会及び学習会等に出席し、療護施設の周知を実施。 ・さらに、主管支所等では、救命救急センター等の病院への訪問並びに被害者家族団体の総会及び学習会への出席により、療護施設の周知を行うとともに、損害保険会社の支払い担当部所に対し、被害者への周知について	＜評定と根拠＞ 評定：B 引き続き、療護施設の周知徹底、療護センターで得られた知見・成果について他の医療機関等への普及促進を図っているほか、在宅介護者への情報提供に取り組んでおり、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、療護施設の確実かつ効果的な周知を進めるほか、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動、在宅介護者等への支援を積極的に行う。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 学会発表や短期入院協力病院のスタッフへの研修を実施するとともに、療護施設での看護方法や患者家族が在宅介護を行う際のケア方法等を紹介したDVDを制作し広く普及を図るなど、療護センターで得られた知見・成果の普及・促進が積極的に進められているほか、多方面への療護施設の周知を実施しており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 関係機関への働きかけ等による療護施設のより効果的な周知を実施するほか、療護施設での取り組み成果の情報提供、在宅介護者への支援をさらに充実させることが求められる。 ＜その他事項＞ （有識者の意見） ・在宅介護の家族の負担を軽減するような取り組みが重要。	

		カー（注7）等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。 （注7）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。	積極的に行います。 また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。 ⑧ 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、主管支所及び支所と連携し、メディカルソーシャルワーカー（注8）、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行います。 また、患者の在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の情報提供を積極的に行います。 （注8）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社	協力依頼を実施。 ⑦療護施設の知見・成果の活用等 1）年度計画通り31件の学会発表を実施。 ・7月24・25日に静岡県浜松市で開催された第24回日本意識障害学会で、医療、看護、リハビリテーションの各分野に亘る25件の発表。（本部1件、千葉療護センター3件、東北療護センター4件、岡山療護センター3件及び中部療護センター14件（うち2件は連携大学院との共同研究）） ・また、10月14～16日に北海道札幌市で開催された日本脳神経外科学会第74回学術総会で、6件（千葉療護センター1件、中部療護センター5件）の発表。 2）短期入院協力病院のスタッフへの研修として、千葉療護センターにおいて7病院2施設17人、東北療護センターにおいて6病院11人、岡山療護センターにおいて9病院1施設16人、中部療護センターにおいて2病院2施設6人、合計24病院5施設50人に対する実務研修を実施。 3）中部療護センターに開設した「連携大学院」		
--	--	---	---	--	--	--

			会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。	について、平成２１年度１人、２２年度１人、２３年度１人、２４年度２人、２６年度１人の合計６人が入学し、２７年度までに１人が修了。また、２７年７月に開催された第２４回日本意識障害学会の場において研究成果を発表。 ⑧在宅介護者等に対する支援等 ・在宅介護者等にする支援を進めるため、療護施設において、MSWが対前年度比７．３％増の１０，６９２件の相談や問い合わせに対応。 ・療護施設での看護方法や患者家族が在宅介護を行う際のケア方法等を紹介した前年度作成のDVD「療護施設での看護と在宅介護に向けて」を引き続きホームページにおいても閲覧可能としているほか、機関誌「ほほえみ」に、東北療護センター及び中部療護センターの紹介記事を掲載（平成２７年夏号及び秋号）し、短期入院や退院後の支援について情報提供。		
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	介護料の支給等		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 4 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）28－⑩ 行政事業レビューシート事業番号 187、190

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値)	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
介護料支給 実績(受給者 数、支給額)	—	4,758 人 3,054 百万円	4,796 人 3,084 百 万円	4,789 人 3,076 百 万円	4,784 人 3,039 百 万円	4,777 人 3,041 百 万円	—			予算額（千円）	—	—	—	—	—
訪問支援実 施率（計画 値）	中期目標期 間最終年 度：前年度 末介護料受 給資格者数 に対する割 合 60%以 上	—	40%以上	45%以上	50%以上	55 % 以 上	60%以上			決算額（千円） ※注 1～注 3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	—
訪問支援実 施率（実績 値）	—	40.6%	46.3%	49.5%	55.2%	60.6%	—			経常費用（千円） ※注 1～注 3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	—
達成度	—	—	115.8%	110.0%	110.4%	110.2%	—			経常利益（千円） ※注 1～注 3	△159	74	43	2,386	—
訪問支援実 施人数	—	1,866 人	2,139 人	2,296 人	2,577 人	2,781 人	—			行政サービス実 施コスト（千円）	—	—	—	—	—
短期入院・入 所費用助成 支給者数及 び支給額	—	756 人 40 百万円	972 人 53 百万円	1,043 人 61 百万円	1,091 人 58 百万円	1,182 人 69 百万 円	—			従事人員数 ※注 4	309	309	309	309	—

	介護支援効果に関する評価度(計画値)	中期目標期間の年度毎に4.0以上	—	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上								
	介護支援効果に関する評価度(実績値)	—	4.23	4.33	4.39	4.40	4.45	—								
	達成度	—	—	108.3%	109.8%	110.0%	111.3%	—								

※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む）を記載。

※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。 なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。	① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図ります。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化します。 なお、毎年度の	① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。 また、「交通政策基本計画」（平成27年2月13日閣議決定）における自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討するという趣旨を踏まえ、介護料受給者並びにその家族（以下「受	<主な定量的指標> ・訪問支援実施率 ・介護支援効果に関する評価度 <その他の指標> ・訪問支援実施人数 ・介護料支給実績 ・短期入院・入所費用助成支給実績 <評価の視点> 重度後遺障害者及びその家族等のニーズを踏まえた支援を実施しているか。	<主要な業務実績> ①介護料の支給等 1) 介護料の支給 ・障害の程度、介護の状況等に応じ4,777人に対し、介護料30億4,094万円を支給。 ・受給者等のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の拡大を実施。 2) 訪問支援の充実・強化 ・平成26年10月から開始した「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）の有効活用のほか、新たに27年度から稼働した訪問支援システムを活用した訪問支援結果の整理・	<評定と根拠> 評定：B 介護料についてニーズを踏まえた適切な支給を開始したことをはじめ、訪問支援については、前年度下半期から開始した「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用するとともに、新たに稼働した訪問支援システムを活用した業務の効率化等により、実施割合が60.6%とすでに中期計画の目標値を達成しているほか、短期入院協力病院等の利用促進や交流会の実施等についても確実に取り組んでいる。 また、昨年度から取組を開始した日本損害保険協会及び	評定 B	<評定に至った理由> 介護料の支給について、受給者等のニーズを踏まえ支給対象品目等の拡大を実施するとともに、訪問支援については、「被害者援護促進の日」や訪問支援システムの活用により、実施率60.6%と昨年度の計画である55%を上回り所期の目標を達成しているほか、訪問支援実施人数についても2,781人（前年度比204人増）と今中期計画期間で最大の増加人数となっている。 また、短期入院・入所の促進については、対前年度91人増の1,182人に対する費用の助成を実施するとともに、協力病院等への訪問や交流会の開催を踏まえて受給者と協力病院等をつなぐ取り組みを実施するなど、積極的な取り組みを進めている。 日本損害保険協会や日本福祉用具供給協会を通じた被害者援護業務の周知についても進展が見えてきているほか、新たに警察庁を通じた広報・協力依頼を実施しており、被害者援護業務の一層の拡大に向けた取組を行っている。 以上の取り組みは年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 訪問支援の質的・量的な充実を図る必要がある。また、短期入院・入所の促進

	② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。 ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。	訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施します。 ② 国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施	給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を55%以上とします。 併せて、訪問支援結果を整理分析して本部並びに必要な主管支所及び支所で共有し、訪問支援の効果的な推進に努めるとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図ります。 ② 介護料受給者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）等への短期入所に係る費用の助成を積極的に行います。 また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院、協力施設、療護施設及び支所関		分析や情報共有等の効率化といった新たな取組により、前年度末介護料受給資格者4,588人に対する訪問支援の実施割合は、年度計画の55%を大幅に上回る60.6%（2,781人）とすでに中期計画目標値を達成。 ・訪問支援の結果を本部、主管支所及び支所で共有するとともに、療護施設、協力病院等や被害者団体等との意見交換等の場においても活用し、より効果的な訪問支援を推進。 3) 被害者援護業務の一層の周知 （日本損害保険協会を通じた周知活動） ・昨年度に引き続き、日本損害保険協会に対し、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務の周知依頼をトップセールスにより実施。 ・同協会の医療研修「重度後遺障害専門医療コース」の講義の中で介護料制度を中心とした被害者援護業務について取り上げられ、今後も継続的に実施。 （日本福祉用具供給協会を通じた周知活動） ・前年度、介護ベッドや介護用イス等福祉用具の	日本福祉用具供給協会を通じた早期の被害者救済に向けた周知活動のほか、新たに警察庁を通じた広報・協力依頼を実施し、被害者援護業務の一層の拡大に向けた取組を行っており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き介護する家族等への相談対応や必要な情報の提供を始め、被害者ニーズに即したより効果的な訪問支援を実施する。	については、利用希望者と協力病院・施設をつなぐ（コーディネート）活動を推進するとともに、協力病院・施設及び介護料受給者・介護者へのフォローアップを実施する必要がある。さらに、療護センターでの短期入院の受入拡大についても検討する必要がある。 ＜その他事項＞ （有識者の意見） ・交流会の内容の充実と、交流会参加の際の短期入院・入所の利用の推進を図るべき。
--	--	--	---	--	--	--	--

	するほか、協力病院が提供するサービスの内容を調査し、利用者への的確に情報提供します。 ③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施します。 ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する５段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に４．０以上とします。	係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所費用助成制度の利用の促進と円滑な運用を図ります。 さらに、協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で、受給者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組を行うとともに、利用前から利用後までの協力病院・施設及び受給者等へのフォローアップを実施します。加えて、上記活動を通し、協力病院・施設の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効	販売、レンタルを行う事業者の唯一の全国団体である日本福祉用具供給協会に介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務の周知を依頼した成果として、２７年１０月７日から９日に開催された国際福祉機器展における同協会のブースにおいて、NASVAの被害者援護業務についてのパンフレットが配布され、幅広い周知がなされた。 （警察庁を通じた広報・協力依頼） ・交通事故の被害者と最初に接する機会が多い警察官に対し、被害者援護業務について理解と協力を求めることが効果的な制度の周知・広報につながることから、警察庁を通じて各都道府県警察にNASVAの被害者援護業務の周知・広報の協力依頼を実施。 ②短期入院・短期入所協力病院等の利用促進 １）短期入院・入所費用に係る助成 ・受給者及び介護者のニーズの高い短期入院・入所を促進するため、対前年度９１人増の１，１８２人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額と		
--	--	--	---	--	--

			果的な推進に努めます。 ③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた受給者等の支援を実施します。 また、協力病院等の施設情報を提供する他、災害時の緊急連絡先の把握及び安否確認の実施、防災情報の提供等ニーズに即した支援の充実に努めます。 加えて、上記活動を通し、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進めます。 ④ 以上の施策を強力に推進するため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護業	して約6, 852万円の費用を助成。 2) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進 ・協力病院等への短期入院・入所の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院等、NASVA 本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で開催。情報共有と事例検討による利用促進に向けた協議を実施。 ・協力病院等への訪問や交流会を通じて、患者等の受入条件・環境（個室の有無、看護体制等）等を把握した上で、訪問支援、交流会、意見交換会等の際に受給者等に案内するとともに、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供するなど、受給者等と協力病院等との間をつなぐ取組を行うとともに、受給者等と協力病院等に対する利用前後でのフォローアップを通じ、協力病院等の利用を促進。 ・有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVAで構成する被害者救済対策に係る意見交換会により、受給者等へのニーズを踏まえた協力病院等の利用促進、必要な人に必	
--	--	--	---	---	--

			務に専念させます。 また、事故対策事業推進員の配置を見直し、訪問支援を担当する事故対策事業推進員の大規模支所等への配置を進めます。 併せて、支援の質を向上させるため、幅広い職員を対象に、被害者援護業務のスキルをアップするための研修を実施します。 ⑤ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する５段階評価の調査における評価度（平成２７年度）を、４．０以上とします。		要な情報が行き届く効果的な制度の周知方法等を検討。 ③受給者等の交流会の開催等 ・全国５０支所で延べ５８回開催。 ・療護施設、協力病院等、行政等関係機関の協力による講習会、勉強会等と交流会の同時開催、機関誌「ほほえみ」の活用等による介護料受給者の活動の紹介、療護施設・協力病院等の施設情報や防災情報等に関する情報提供、受給者等の災害時安否確認のための緊急連絡先の把握など、ニーズに即した支援の充実を実施。 ・なお、「平成２７年９月関東・東北豪雨」に関し、茨城県、栃木県及び宮城県の受給者に対し安否確認を実施。 ④コーディネーター候補者及び被害者援護担当者等への研修の実施 ・引き続き、被害者援護担当職員の資質向上のため、脳損傷・脊髄損傷の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等を実施。 ・被害者援護業務に係る	
--	--	--	---	--	---	--

					専門的かつ高度な業務を専従的に行うコーディネーター養成のため、前記講義のほか、在宅介護をより深く理解した上での訪問支援の実施に向け、療護センターの協力を得て2週間にわたり遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得等の実技研修を実施。 ・また、千葉支所及び茨城支所に介護料業務を行う事故対策事業推進員を配置。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	交通遺児等への生活資金の貸付		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 5 号及び第 6 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）28－⑩ 行政事業レビューシート事業番号 190

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値)	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
交通遺児等貸付実績 (貸付人数及び貸付額)	－	426 人 103 百万円	366 人 89 百万円	301 人 73 百万円	253 人 62 百万円	212 人 48 百万円	－			予算額（千円）	－	－	－	－	－
新規貸付人数（上記内数）	－	39 人	46 人	32 人	41 人	23 人	－			決算額（千円） ※注 1～注 3	414,161	434,010	437,159	415,708	－
「友の会の集い」参加人数	－	615 人	907 人	794 人	757 人	722 人	－			経常費用（千円） ※注 1～注 3	450,775	469,912	473,534	453,461	－
交通遺児への精神的支援に関する評価度(計画値)	中期目標期間の年度毎に 4. 0 以上	－	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上			経常利益（千円） ※注 1～注 3	41,705	△5,452	△26,183	△25,704	－
交通遺児への精神的支援に関する評価度(実績値)	－	4.51	4.57	4.58	4.63	4.66	－			行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
達成度	－	－	114.3%	114.5%	115.8%	116.5%	－			従事人員数 ※注 4	309	309	309	309	－

※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「貸付業務」の実績額（貸付業務全体の実績額）を記載。

※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数 3 3 4 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 2 5 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。	① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。 また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。 ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。	① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。 また、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。 ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成27年度）について、4.0以上とします。	＜主な定量的指標＞ 交通遺児への精神的支援に関する評価度 ＜その他の指標＞ ・交通遺児等貸付実績 ・新規貸付人数 ・「友の会の集い」参加人数 ＜評価の視点＞ 精神的支援が効果的に実施されているか。	＜主要な業務実績＞ 1）交通遺児等212人に対し、48百万円の無利子貸付けを実施。 2）交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施。 なお、これまで主に貸付対象者に限っていた「友の会」の加入要件を見直し、交通遺児であれば誰でも「友の会」に参加できるよう規程を改定。 （友の会の集い） ・被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施。全50支所において722人が参加。 ・うち38支所においては、被害者家族の一層のコミュニケーションを図ることを目的に1泊2日の行程で実施。 ・「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、延べ121回実施。 （友の会コンテスト） ・平成27年度は「絵画	＜評定と根拠＞ 評定：B 交通遺児家族等の交流促進による健全育成に向けた取り組みを的確に実施しており、特に「友の会」の加入要件を見直し、ナスバならではの精神的支援の対象者を拡大する等、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評定とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、友の会の集いや交流会の効果的な実施等、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 「友の会」の加入要件を交通遺児であれば誰でも参加できるよう見直して対象を拡大するなど、交通遺児家族等の交流促進による精神的支援を積極的に実施しており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。 ＜今後の課題＞ 交通遺児等のニーズについて、実態を把握する必要がある。 ＜その他事項＞ （有識者の意見） ・新規貸付利用者の減少について、その要因と交通遺児の方が何を望んでいるのかを把握する必要がある。 ・交通遺児等のニーズを踏まえた制度のあり方について検討すべきではないか。	

					コンテスト」を実施。多くの応募作品の中から 7 5 作品が各賞を受賞し、本部及び各主管支所等において表彰式を開催。 （企業等による支援） ・企業・団体に対し支援を要請した結果、友の会会員 3 5 7 人が企業等主催のイベント等に招待。 交通遺児友の会会員に対するアンケート調査（5 段階評価）の結果、目標値の 4. 0 を上回る 4. 6 6 の評価。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1－1－4－1
中期目標管理法人
年度評価
項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	自動車事故被害者等への情報提供・相談対応		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 9 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）28－⑯ 行政事業レビューシート事業番号 190

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最終年度値）	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
交通事故被害者ホットライン受付件数	－	2,745 件	3,081 件	3,157 件	2,234 件	2,997 件	－			予算額（千円）	－	－	－	－	－
在宅介護相談窓口相談件数	－	－	2,378 件	2,126 件	1,623 件	1,714 件	－			決算額（千円） ※注 1～注 3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	－
										経常費用（千円） ※注 1～注 3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	－
										経常利益（千円） ※注 1～注 3	△159	74	43	2,386	－
										行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
										従事人員数 ※注 4	309	309	309	309	－

※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む）を記載。

※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数 3 3 4 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 2 5 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。	自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。 さらに、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信します。	① 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）を実施し、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行うとともに、情報案内サービスの周知に努めます。 また、的確な情報提供を行うため、情報案内サービスに従事する者への研修等を行います。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ・交通事故被害者ホットライン受付件数 ・在宅介護相談窓口相談件数 ＜評価の視点＞ 被害者等のニーズに応じた相談対応がなされているか。	＜主要な業務実績＞ ①ホットライン利用向上のための取組み 1）引き続き以下の取組みを実施した結果、受付件数2, 997件、相談窓口紹介件数は5, 536件と例年並みの利用実績。 ・ホットラインのロゴをあしらったチラシとマグネットシールを作成し、「ナスバギャラリー I N 東京」、「交通安全。アクション2015」等の集客イベントの場のほか、政府主催の各シンポジウム等にて配布。 ・ホットラインのアウトバウンド業務により、救命救急病院、回復期リハビリ病院に対し周知。 ・「被害者援護制度紹介リーフレット」にホットラインのページについて利用例を掲載し、各主管支所等から各関係機関へ周知。 2）引き続き、情報案内サービスに従事する者（オペレーター）が的確に情報提供ができるよう、以下の取組みを実施。 ・被害者支援センターから講師を招き、被害者家	＜評定と根拠＞ 評定：B 交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービス、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後問題を始める必要情報の提供も継続して行っているほか、相談対応等の一層の資質向上を図るため、家庭相談員を訪問支援業務等被害者援護業務全般に関わる被害者援護員へシフトさせるといった新たな取組も開始したほか、市原刑務所の受刑者に対する重度後遺障害者の置かれた実態に関する講義の実施等、事故の撲滅を目指すとともに、被害者の思いを代弁するナスバならではの新たな被害者支援策を確立させており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、交通遺児等に対する相談支援の充実、被害者援護に係る各種情報の発信を積極的に行う。	評定	B
			② 家庭相談員について、交通遺児等に対する相談業務のほか訪問支援業務を追加し、受給者等への相談対応の強化を図ります。			＜評定に至った理由＞ 交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービス、在宅介護相談窓口における相談支援の実施、国と連携した介護者なき後問題に関する情報提供といった従来からの取組みに加え、家庭相談員から訪問支援業務等被害者援護業務全般に関わる被害者援護員へのシフト、市原刑務所の受刑者に対する重度後遺障害者の置かれた実態に関する講義の実施といった新たな取り組みも進めており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。		
			③ 本部及び主管支所の在宅介護相			＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 機構主催の催事等の情報を被害者団体に対して周知するとともに、介護者なき後問題に対応した情報提供について、主管支所・支所において地域の施設や相談先等の情報を収集してウェブサイトに掲載するなど、情報提供のさらなる充実が求められる。		
						＜その他事項＞ 特になし		

			談窓口において、受給者等への相談支援を実施するとともに、関係支所と支援の結果の共有や必要に応じて被害者団体と連携することにより、訪問支援と相まって、相談対応及び情報提供の充実を図ります。 ④ 協力病院等や防災関係など受給者等のニーズに係る情報、被害者援護業務に係る各種情報及び介護者なき後に備えるための情報を、機関誌、ホームページ等を積極的に活用して提供します。	族の心理特性、支援する者の心得などの講義を実施。 ・東北療護センターを訪問させ、MSWの講義を聴くとともに、被害者の実情を見学。 ②被害者援護員（旧 家庭相談員）に対する研修 ・家庭相談員からシフトした被害者援護員が適切な対応を行うための研修を各主管支所において実施し、管内の援護員に相談業務に必要な知識の付与、各自の相談業務の実体談の共有や他機関の各種救済制度の情報交換を行うとともに、ナスバ被害者支援制度の周知策について討議。 ③介護に関する相談窓口における相談支援の実施 ・引き続き各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、療護施設と連携して1, 714件の相談に対応し、介護に関する知識・技術の提供等を実施。 ・主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関する問い合わせ」、「協力病院や他の受給者が利用している病院、近くの病院の情報」、「在宅介護サービス」等。		
--	--	--	---	--	--	--

				④被害者援護に係る各種 情報発信 ・機関誌「ほほえみ」を年 4 回発行し介護料受給者 を対象に配布。特集記事 としてナスバ被害者援護 業務の取組のほか、関東 地区で新たに開設される ナスバの委託病床である 湘南東部総合病院の紹介 や自然災害等に備える防 災情報の紹介等、受給者 から要望のあった有益な 記事を掲載。 ・国土交通省と連携し、 NASVA ホームページ内 に介護者亡き後問題に関 する情報を引き続き掲 載。 ・警察庁及び認定特定非 営利活動法人全国被害者 支援ネットワーク等主催 「全国犯罪被害者支援フ ォーラム 2 0 1 5」への 参加 ：平成 2 7 年 1 0 月、東 京都で開催された犯罪被 害者の支援者を対象とし たフォーラムにおいて、 交通事故被害者支援をテ ーマとした主にパネルデ ィスカッションにパネリ ストとして参加。 ：重度後遺障害者や交通 遺児世帯の実情を伝える とともに N A S V A の被 害者支援制度取組状況等 の説明と併せて支援制度 等について周知。		
--	--	--	--	---	--	--

					・市原刑務所における「被害者視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施（計３回） ：平成２７年度より初めて、市原刑務所の受刑者に対し、被害者の中でも「重度後遺障害者」の方の視点を取り入れた教育が実施され、ナスバが講師として協力した。 ：受刑者に対し、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的としてプログラム編成がなされており、ナスバは安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や直接に被害者と接する中で培った幅広い知見を基に講義を行うとともに、被害者の加害者に対する声なき声を伝えた。		
--	--	--	--	--	---	--	--

４．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6－1	自動車アセスメント情報提供業務 衝突安全性能評価		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 8 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：高（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 1 2 月 2 4 日閣議決定）及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）28－⑩ 行政事業レビューシート事業番号 190

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最終年度値）	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	
旧車種の評価指標平均値（乗員保護性能 運転席）	中期目標期間の年度毎に、後継車種の評価指標	5.67	5.78	5.56	33.49	旧：116.9 後継：119.4	－				予算額（千円）	－	－	－	－	
後継車種の評価指標平均値（乗員保護性能 運転席）	平均値が、旧車種の評価指標平均値以上。	5.67	5.67	5.89	33.82		－				決算額（千円） ※注１～注３	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	－
達成度	－	－	98.1％	105.9％	101.0％		－				経常費用（千円） ※注１～注３	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	－
旧車種の評価指標平均値（乗員保護性能 助手席）	中期目標期間の年度毎に、後継車種の評価指標	5.67	5.67	5.43	22.13		－				経常利益（千円） ※注１～注３	△159	74	43	2.386	－
後継車種の評価指標平均値（乗員保護性能 助手席）	平均値が、旧車種の評価指標平均値以上。	5.33	5.89	5.86	22.76		－				行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
達成度	－	－	103.9％	107.9％	102.8％		－				従事人員数	309	309	309	309	－

										※注 4					
	旧車種の評価指標平均値（歩行者頭部保護性能）	中期目標期間の年度毎に、後継車種の評価指標平均値が、旧車種の評価指標平均値以上。	3.67	3.56	3.00	2.95		—							
	後継車種の評価指標平均値（歩行者頭部保護性能）		4.00	4.33	4.44	3.42		—							
	達成度	—	—	121.6%	148.0%	115.9%	102.1%	—							
	ファイブスター獲得車種数	—	3車種	6車種	7車種	10車種	5車種	—							
	平均評価得点数	—	162.6	174.2	176.4	182.5	180.9	—							
	最高評価得点数	—	179.6	184.8	189.7	188.8	188.2	—							
	満足度評価（計画値）	中期目標期間の年度毎に 4.0 以上	—	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上							
	満足度評価（実績値）	—	4.16	4.00	4.02	4.10	4.46	—							
	達成度	—	—	100.0%	100.5%	102.5%	111.5%	—							

※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（自動車アセスメント業務のほか、介護料支給業務、事故対策周知業務を含む）を記載。

※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数 3 3 4 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 2 5 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	① 国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえ引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図る。 ② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。	① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図ります。 ② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。 これにより安全性能に係る指標について、中期計画の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。	自動車アセスメント情報提供業務について以下の取組を確実に実施するとともに、認知度や社会的意義の向上のあり方を検討するなど更なる充実を図ります。 ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報の提供・環境の構築を図ります。 これにより安全性能に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。 ④ 以上の施策を実施することによ	＜主な定量的指標＞ ・後継車種の評価指標平均値が旧車種の評価指標平均値以上 ・満足度評価 ＜その他の指標＞ ・ファイブスター獲得車種数 ・平均評価得点数 ・最高評価得点数 ＜評価の視点＞ 自動車メーカーによる安全な車両の開発意識の向上と、ユーザーの利用度・満足度の向上に繋がる取組がなされているか。	＜主要な業務実績＞ ・衝突安全性能評価11車種、予防安全性能評価43車種について試験を実施。 ・衝突安全性能評価においては、最高評価であるファイブスターを5車種が獲得したほか、平均得点が昨年度に引き続き180点を超え、予防安全性能評価においては、軽自動車ですべて満点を獲得したほか、満点を獲得した車種の割合が34.9％と昨年度16.2％の2倍以上に至った。 ・平成27年度の衝突安全性能試験の結果について、旧モデルで評価を受けたことがある車種（8車種）の得点の平均値を、現在の条件で総合評価した場合の新旧の比較を行ったところ、旧モデルの平均が116.9点であったのが、後継車種では平均が119.4点（満点は145点）となり、後継車種が旧車種を上回った。 ・自動車アセスメント結果発表会、全国各地で開	＜評定と根拠＞ 評定：B 多くの車種について効率的かつ公正な試験・評価に取り組む、衝突安全性能評価においては、引き続き高い得点で推移しているとともに、旧モデルで評価を受けた車種における後継車種の得点の平均値が旧モデルを上回ったほか、予防安全性能評価においては、軽自動車ですべての満点を獲得した車種や満点を獲得した車種の割合が昨年度の2倍以上に至っている等、死亡事故の中で歩行中の事故の比率が最も高い昨今の交通事故傾向を踏まえた自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上が数値に表れており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に向け、引き続き効果的な方策について検討を行う。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 衝突安全性能評価の平均得点が高得点で推移しているとともに、アセスメント試験における後継車種の得点の平均値が、乗員保護性能及び歩行者頭部保護性能共に旧車種の平均値を上回るなど、自動車メーカーによる安全な車両の開発意識の向上についても数値的に表れている。 ユーザーによる利用度・満足度の評価についても計画値を上回っており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ これまでの衝突試験の実施結果や自動車社会の実情を踏まえ、今後の試験及び評価の実施方法について更に検討を進める必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし	

		④ ②及び③の施策を実施することにより、ユーザーに対する５段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に４．０以上とします。	り、ユーザーに対する５段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度（２７年度）について、４．０以上とします。		催した自動車アセスメント広報、モータショーに来場頂いた自動車ユーザー等に対する５段階評価による調査の結果、有効回答数約６千件において、４．４６の評価を得た。		
--	--	---	--	--	--	--	--

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－6－2	自動車アセスメント情報提供業務　予防安全技術試験等		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16　自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 8 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）28－⑯ 行政事業レビューシート事業番号 190

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期 間最終年度値）	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
											予算額（千円）	—	—	—	—
											決算額（千円） ※注 1～注 3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764
											経常費用（千円） ※注 1～注 3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573
											経常利益（千円） ※注 1～注 3	△159	74	43	2,386
											行政サービス実 施コスト（千円）	—	—	—	—
											従事人員数 ※注 4	309	309	309	—

※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（自動車アセスメント業務のほか、介護料支給業務、事故対策周知業務を含む）を記載。

※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数 3 3 4 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 2 5 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。	⑤ 衝突時の乗員対策及び後遺障害対策並びに歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。 また、自動車事故を未然に防止する予防安全技術については、試験方法及び評価方法を導入します。	④ 乗員保護性能の向上のため、前面衝突時における胸部障害評価方法の改正のための検討を行います。	⑤ 予防安全技術試験拡充について以下の取組を行います。	ア 衝突被害軽減ブレーキ試験（対車両AEBS）及び車線逸脱警報装置（LDWS）について	イ 車両後方視界情報提供装置について新たに策定した試験方法を用いて試験を実施します。	ウ 衝突被害軽減ブレーキ試験（対歩行者AEBS）を導入するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法を策定します。	＜主な定量的指標＞ なし
								＜その他の指標＞ なし
	③ 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換	⑥ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。						＜評価の視点＞ 予防安全技術の試験方法、評価方法の導入が着実になされているか。海外のアセスメント機関から得た情報を試験方法の改善等に繋げているか。
								＜主要な業務実績＞ ○乗員保護性能及び歩行者保護性能向上のための評価方法の改正 ・保安基準において、高齢者の胸部傷害がシートベルトによる乗員の胸部のたわみによって多く生じていることに対応するため、胸たわみを基本とした基準値が導入されることを踏まえ、自動車アセスメントにおいても、前面衝突時の乗員保護性能評価における胸部の評価を、胸たわみを基本とするものにするともに、基準値をより厳しくするなどの変更を行った。 ・また、保安基準において、衝突時の歩行者の頭部保護性能の試験方法が変更（衝突速度の増加など）されたことを踏まえ、自動車アセスメントにおいても、評価をより厳しい条件で行う観点から、歩行者の頭部を模擬したものの衝突速度を35km/h から 40km/h に増加させたほか、衝突時の歩行者の脚部保護性能について、高齢者など小柄な人を考慮して評価基
								＜評定と根拠＞ 評定：B 乗員保護性能及び歩行者保護性能について、保安基準の変更を踏まえた適切な評価基準の強化を図ったほか、予防安全性能評価について、衝突被害軽減ブレーキ試験（対車両 AEBS）及び車線逸脱警報装置(LDWS) の試験を本格実施するとともに、車両後方視界情報提供装置の試験を新たに開始したほか、歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの評価を新たに実施するため評価方法の策定、夜間における歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの評価開始に向けた調査研究を実施した。 さらに、新たな評価項目の導入等のための調査・研究の内容を充実させるため、また、広報活動を充実させるため、海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換等を積極的に進めている。 以上のとおり、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 予防安全技術の一層の充実に向け、夜間の歩行者事故対
								評定
								B
								＜評定に至った理由＞ 予防安全性能評価について、衝突被害軽減ブレーキ試験（対車両 AEBS）及び車線逸脱警報装置(LDWS) の試験を本格実施するとともに、車両後方視界情報提供装置の試験を新たに開始したほか、歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの評価を新たに実施するため評価方法の策定、夜間における歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの評価開始に向けた調査研究を実施するなど、近年の加速度的な自動車技術の向上に応じたアセスメントの実施に取り組んでいる。 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換等も積極的に行っており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。
								＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 自動車技術の加速度的な向上に遅れることなく、予防安全技術等の自動車アセスメントについて着実に実施していく必要がある。また、高齢化社会の進展を踏まえ、今後の試験及び評価の実施方法について更なる検討を進める必要がある。
								＜その他事項＞ （有識者の意見） ・予防安全技術や自動運転技術といった新たな技術が普及していく中で、自動車アセスメントに対する社会的な要請は大きい。

	等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。		エ 夜間歩行者事故対策に係る調査研究を行います。 ⑥ 海外の自動車アセスメント関係機関との連携を深め、情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てます。 さらに、機構が保有する医学的知見を有効活用するなどして専門家と連携した取組について検討します。	準を厳しくするなどの変更を行った。 ○予防安全性能評価の拡充 ・衝突被害軽減ブレーキ試験（対車両 AEBS）及び車線逸脱警報装置（LDWS）の試験を本格実施したほか、新たに車両後方視界情報提供装置の試験を開始し、合計 43 車種について試験・評価を実施。 ・歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの評価を新たに実施するため、昼間に直進中の自動車が道路を横断する歩行者に衝突しそうになった場合に、警報で運転者に注意喚起する、あるいは自動的にブレーキをかける機能を有した、歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの試験・評価方法を、事故実態を踏まえて策定。 ・また、夜間における歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキについて、平成 30 年からの評価開始に向けた基礎調査を実施。 ・歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの評価も含めた予防安全性能総合評価については、新たに追加する評価対象装置が	策に係る調査研究に取り組むほか、機構が保有する医学的知見を有効活用するなどして専門家と連携したアセスメント事業の取組について検討を行う。
--	---	--	--	---	---

				実用化後の普及を促進すべき時期に当たることを考慮し、従来の二段階の評価のまま閾値を変更。 ○新たな評価項目の導入等のための調査・研究の内容を充実させるため、また、広報活動を充実させるため、海外の自動車アセスメント関係機関から評価に関する情報を収集。 ・ 6 月 8 日からイエテボリ（スウェーデン）で開催された「グローバル NCAP フォーラム会議及びテクニカルセッション」に出席し、日本の自動車アセスメントの活動と予防安全性能アセスメント試験の実施について情報交換。また、日本における自動車アセスメントの促進及び予防安全性能アセスメント開始について貢献された自動車アセスメント評価検討会の宇治橋座長が米国運輸省道路安全局（NHTSA）長官から表彰。 ・ 7 月 1 4 日からビスタ（英国）にて開催された AEBS セミナーに参加し、日本における予防安全性能アセスメントについてプレゼンテーションするとともに、Euro 各国のテスト機関と情報交	
--	--	--	--	---	--

					換。 ・ 7 月 3 1 日に来訪した ASEAN NCAP に対し、サイドカーテンエアバッグの評価及びチャイルドシート評価試験について情報交換。 ・ 8 月 3 日、4 日に開催された「2015EuroNCAP フォーラム」に参加するとともに、8 月 6 日に Euro NCAP の技術者と歩行者保護性能評価、後方視界試験、被害軽減ブレーキ等について情報交換。Euro NCAP の情報を基に、現在検討している歩行者保護性能評価試験における試験位置選定方法及び衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）の歩行者との衝突位置等を再検討することとした。 ・ 9 月 2 0 日からバンドン（インドネシア）で開催されたアセアン NCAP 会合及びアセアン自動車安全フォーラムへ出席し、宇治橋座長が日本の交通事故死傷者数の推移とともに自動車アセスメントの取組を紹介。 ・ 1 1 月 1 6 日からブラジリア（ブラジル）で開催されたグローバル NCAP 年次会合に出席し、日本における現在の取組と課題について情報交		
--	--	--	--	--	--	--	--

					換。歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの夜間の評価について、EuroNCAP では検討が進んでいないことや、安全性能の広報について、IIHS では若年層向けにツイッターを積極的に活用しているなどの情報があった。 ○また、療護センター等が保有する医学的知見等活用の可能性について継続的に検討。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6－3	自動車アセスメント情報提供業務　わかりやすい情報提供		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16　自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 8 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）28－⑩ 行政事業レビューシート事業番号 190

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最終年度値）	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
自動車アセスメントHPアクセス件数	—	—	—	352,711 件	452,173 件	443,862 件	—			予算額（千円）	—	—	—	—	—
自動車アセスメントパンフレット配布数	—	—	約 69 万部	約 62 万部	約 75 万部	約 190 万部	—			決算額（千円） ※注 1～注 3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	—
										経常費用（千円） ※注 1～注 3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	—
										経常利益（千円） ※注 1～注 3	△159	74	43	2,386	—
										行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
										従事人員数 ※注 4	309	309	309	309	—

※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（自動車アセスメント業務のほか、介護料支給業務、事故対策周知業務を含む）を記載。

※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数 3 3 4 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 2 5 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。	③ パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。 ⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。	② ユーザーが自動車アセスメント結果を利用しやすく、わかりやすい情報の提供を図るため、以下の取組を行い、ホームページへのアクセス数向上に努めます。 ア チラシ等の新たな広報手法を検討するとともに、イベント等を中心として様々な機会を通じて、チラシ・パンフレットを配布します。 イ 一層わかりやすくホームページ及びパンフレットを改善します。 ウ 自動車アセスメント等試験結果発表会を開催し、併せてJNCAPファイブスター賞の発表を行います。 エ 自動車アセスメント等試験公開において、マスメ	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ・自動車アセスメントHPアクセス件数 ・自動車アセスメントパンフレット配布数 ＜評価の視点＞ ユーザーのニーズに沿ったわかりやすい情報提供がなされているか。	＜主要な業務実績＞ ○パンフレット、ホームページの改善等 ・パンフレットよりもさらに容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、QRコードを記載したチラシを新たに作成し、各イベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅、運転免許センター等で配布した。 ・各種パンフレットについては、アセスメントの概要がより理解されやすいよう、掲載内容の構成を見直したほか、より安全な車選びの必要性を認識していただくための「より安全な車選びのためのチェックリスト」を掲載するなどの工夫を施した。 ・後方視界情報提供装置の評価試験の導入に伴い、その評価結果をわかりやすく示した図を作成し、ホームページやパンフレットに掲載した。 ○自動車アセスメント結果発表会、モーターショー等への出展、地方における試験車両展示による	＜評定と根拠＞ 評定：A 新たな広報手段として、多くの人に容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、新たにチラシを作成し各イベント等において広く配布したほか、前年度から取り組みを開始した試験車両の展示による自動車アセスメント広報活動を引き続き実施しており、特に全国各地における試験車両展示等の広報活動については、前年度11回を大きく上回る31回もの開催により、これまで以上に幅広く周知活動を行った。この取組に連動して各方面からの要望が大幅に増えたことにより、パンフレット等の配布数が過去最高の総数約190万部と前年度75万部を大きく上回り、広報活動の報道件数も大幅に増加したほか、ホームページのアクセス数も前年度に引き続き40万回を超える高い水準で推移し、自動車アセスメント情報の提供がこれまで以上に飛躍的に向上しており、年度計画を十分に達成しているほか、計画を上回る取組・実績が見受けられるものと判断しA評定とするものである。	評定	A
							＜評定に至った理由＞ JNCAP ファイブスター賞授賞式や試験車両の展示、安全性の高いチャイルドシートの取り付け体験等について、全国の主管支所等で31回実施（26年度：11回）して広範な情報発信に努めるとともに、個々のメディアに対する積極的なアピールの効果もあり多くの報道機関（延べ取材社数28社、メディア露出数160件）で取り上げられるなど、効果的な情報発信がなされている。 また、被害者援護業務と自動車アセスメント業務を実施する機構ならではの取り組みとして、車両展示と被害者交流会を同時開催して自動車事故被害者にも安全な自動車の普及について理解を深めてもらい、自動車事故被害の軽減にメーカーだけでなく各方面からアプローチすることは、機構が自動車アセスメントを実施する意義を具体化している事例と言える。 さらに、新たな広報手段としてチラシを作成し、ユーザーが容易に自動車アセスメント情報に触れることができるよう情報発信方法を改善しているほか、関係各所に幅広く働きかけたことにより、パンフレットの配布数が飛躍的に伸びており（26年度75万部、27年度190万部、26年度比253%増）、一般ユーザーの関心が非常に大きく高まっている。 以上の取り組みは年度計画における所期の目標を上回っていると認められるため、A評価とした。	
							＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・自動車技術が加速度的に向上していく中で、一般ユーザー（特に高齢者）にわかりやすい情報提供を一層図っていく必要がある。 ＜その他事項＞ （有識者の意見） ・A評価とすることについて異議なし。 ・高齢者や女性でも目を引くような方法で周知することが重要。 ・アンケートの実施等により課題等を把握し、更なる改善を図るべき。	

			ディアが活用しやすい情報となるよう提供方法を工夫することにより、多くのユーザに対しアセスメント事業の周知を図ります。 オ 一般ユーザー（消費者）や被害者団体の声等を反映するため自動車アセスメント試験の公開等を行うなど、被害者援護業務等との連携を推進するほか、イベント等での衝突試験車両の展示により自動車アセスメント情報の一層の周知を図るとともに、こうした場を活用して機構業務全般の認知度の向上も図ります。 ⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。	広報活動 ・アセスメント情報を、全国幅広く多くの方々に知ってもらうため、本部、主管、支所単位で試験車両の展示、チャイルドシート取り付け体験等による数多くの広報活動を実施。 （４月） ：高松主管支所構内にて衝突試験車両の展示、チャイルシート取り付け体験等 ：高松市立保育所にてチャイルシート取り付け体験の交通安全教室 （５月） ：「高松フラワーフェスティバル」に衝突試験車両、チャイルシート取り付け体験等の出展 ：平成２６年度自動車アセスメント結果発表会（東京国際フォーラム）にて衝突試験車両の展示、チャイルシート取り付け体験等 （６月） ：広島県マツダスタジアム内にてチャイルシート取り付け体験等 （７月） ：「宮崎県夏の交通安全県民総ぐるみ運動」にてチャイルドシートアセスメントのチラシデザインをラッピングしたトラックの運行に協力	〈課題と対応〉 予防安全技術の一層の充実に向け、夜間の歩行者事故対策に係る調査研究に取り組むほか、機構が保有する医学的知見を有効活用するなどして専門家と連携したアセスメント事業の取組について検討を行う。	
--	--	--	--	---	---	--

				：「子供霞が関デー」に衝突試験車両の展示、チャイルシート取り付け体験等の出展 （8月） ：「札幌オールニューカーフェスタ」にチャイルシート取り付け体験等の出展 （9月） ：「岩手トラックフェスタ」に衝突試験車両、チャイルシート取り付け体験等の出展 ：「自動車事故防止セミナー2015（愛知）」にチャイルシート取り付け体験等の出展 ：「倉敷秋の交通安全市民運動」を始め、岡山県内4つの催しに衝突試験車両、チャイルシート取り付け体験等の出展 ：「高知市交通安全ひろば」にチャイルシート取り付け体験等の出展 （10月） ：「東京モーターショー」に衝突試験車両、チャイルシート取り付け体験等の出展 ：「カーコロシウム岡山」を始め、岡山県内3つの催しに衝突試験車両、チャイルシート取り付け体験等の出展 ：「広島 GoGo カーニバル」に衝突試験車両、チャイルシート取り付け体		
--	--	--	--	---	--	--

					験等の出展 ：イオンタウン防府にてチャイルシート取り付け体験等 ：アオーレ長岡にて衝突試験車両の展示、チャイルシート取り付け体験等（１１月） ：埼玉県交通安全フェアに衝突試験車両、チャイルシート取り付け体験等の出展 ：「名古屋モーターショー」に衝突試験車両、チャイルシート取り付け体験等の出展 ：平成２７年度前期アセスメント結果発表会（京都駅前広場）にて衝突試験車両の展示、チャイルシート取り付け体験等 ：岡山県内２箇所にてチャイルシート取り付け体験等（１２月） ：「大阪モーターショー」に衝突試験車両、チャイルシート取り付け体験等の出展 ：「愛媛カーフェスタ」に衝突試験車両、チャイルシート取り付け体験等の出展（平成２８年２月） ：「東北モーターショー」（仙台）に衝突試験車両、チャイルシート取り付け体験等の出展（３月）		
--	--	--	--	--	---	--	--

				：「かがわバスまつり2016」にチャイルシート取り付け体験等の出展 ・また、28年5月に「平成27年度自動車アセスメント結果発表会」を前回同様、東京国際フォーラムにおいて開催。約1万8千人（前回約1万1千人）の来場があった。 ○被害者援護業務との連携 ・高松主管支所、新潟主管支所及び愛媛支所がそれぞれ主催した各試験車両展示による広報活動において、交通事故被害者交流会を開催し、これ以上交通事故被害者を増やさないために、自動車アセスメント事業がより安全な自動車の普及に取り組んでいることを紹介。 ・自動車アセスメント結果発表会、モーターショー、地方における試験車両展示による広報活動において、絵画や写真等の交通事故被害者等の創作作品を展示し、ナスバの被害者援護業務の取り組みを広くアピール。 ○大学等における自動車アセスメントの講演等による幅広い広報活動 ・「愛知県自動車事故防		
--	--	--	--	--	--	--

					止セミナー」「慶応義塾大学寄付講座」「石川県交通安全県民大会」において、自動車アセスメントの取り組みに関する講演を行い、幅広い周知を図った。 ○各主管支所等の自動車アセスメント広報担当者への研修の実施 ・主管支所等主催による試験車両の展示等のアセスメント広報活動を効果的に実施するため、衝突試験実施状況の見学、被害軽減ブレーキ試験の体験等を含むカリキュラムによる主管支所等担当職員研修を前期（８月）、後期（２月）の２回実施。 ○以上の取り組みにより、ホームページのアクセス件数が前年度に引き続き４０万回を大きく超える高い水準で推移。また、全国での試験車両展示等による広報活動の報道実績が前年度５８件であったところ１６０件と大きく向上したほか、さらにパンフレット等の配布数も過去最高の約１９０万部と大きく向上。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	自動車事故対策に関する広報活動		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 8 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）28－⑩ 行政事業レビューシート事業番号 190

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期 間最終年度値）	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度				2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
ホームページアクセス 件数	－	217 万件	221 万件	212 万件	234 万件	299 万件	－			予算額（千円）	－	－	－	－	－
										決算額（千円） ※注 1～注 3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	－
										経常費用（千円） ※注 1～注 3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	－
										経常利益（千円） ※注 1～注 3	△159	74	43	2,386	－
										行政サービス実 施コスト（千円）	－	－	－	－	－
										従事人員数 ※注 4	309	309	309	309	－

※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（事故対策周知業務のほか介護料支給業務、自動車アセスメント業務を含む）を記載。

※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数 3 3 4 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 2 5 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。	事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。 交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。	機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制、マスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画、国・地方自治体・損害保険会社等の関係機関と連携した広報活動を実施します。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ホームページアクセス件数 ＜評価の視点＞ 国や関係機関と協力し、インターネット等を活用した効果的な広報活動を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 1）当機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、引き続き「マツダスタジアム」において行われたプロ野球の試合開催時に、同球場内にナスバブースを開設し、チャイルドシートアセスメントの説明や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、プロ野球公式戦においてNASVAのPRビデオを放映。 2）全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参画し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施。 3）NASVAギャラリーの設置 ・自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵や写真等の作品を展示する「NASVAギャラリー」を支所事務所に順次設置。 ・支所外での展示を引き続き東京メトロ銀座線三越前駅構内にて行い、延	＜評定と根拠＞ 評定：B 引き続き交通安全フェア等の各種イベントの活用を始め、野球場や地下鉄駅構内における情報発信等、安全指導、被害者援護、自動車アセスメントと多様な業務を担うナスバならではの幅広い広報活動に取り組んでおり、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き効果的な広報活動を積極的に実施する。	評定	B
					＜評定に至った理由＞ 交通安全フェア等各種イベントの活用を始め、プロ野球スタジアムや地下鉄駅構内における情報発信等、安全指導、被害者援護、自動車アセスメントの各業務について幅広い広報活動に取り組んでいる。また、法人ホームページについても過去最高のアクセス件数を記録しており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。			
					＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし			
					＜その他事項＞ 特になし			

					べ約1万8千人に対して 被害者支援の情報発信。 4) ホームページの活用 ・予防安全アセスメント の実施による効果もあつ て、全体で299万件(前 年度234万件)のアク セス件数を記録し、過去 最高のアクセス数。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1－1－4－2
中期目標管理法
人
年度評価
項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	組織運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）28－⑯ 行政事業レビューシート事業番号 190

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じて、支所の合理化を図るものと	全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これら	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日行政改革推進会議 独立行政法人改革等に関する分科会）等の趣旨を踏まえ、安全指導業務の民間移管、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とするなどの合理化に伴い整備した体制によ	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 支所業務の集約化・効率化にとどまらず、人員配置や体制の見直しを含めた合理化が図られているか。	＜主要な業務実績＞ NASVA の今後のあり方についての「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び本閣議決定に先立って示された与党の提言等の趣旨を総合的に勘案し、平成 2 5 年度に策定した組織合理化方策の内容に沿って、前年度に引き続き以下の取組を順次実施し、支所業務の集約化・効率化を図った。 ・一人当たりの業務量が相対的に少ない小規模支所（函館、釧路、秋田、山	＜評定と根拠＞ 評定：B 平成 2 5 年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿った取組を計画通りに実施し、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び本閣議決定に先立って示された与党の提言等の趣旨を踏まえた体制強化及び組織合理化を図っており、年度計画を十分に達成しているものと判断し B 評価とするものである。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等の趣旨を踏まえて平成 25 年度に策定された組織合理化方策に沿って、機構の支所業務の体制強化及び合理化を着実に進めており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B 評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし	

	する。	の状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成２５年度までに結論を得て、平成２８年度までに合理化を図ります。	り、被害者援護業務及び自動車アセスメント業務の充実を促進するとともに、引き続き平成２５年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化を図ります。		形、鳥取、島根、山口、高知、長崎、沖縄において各１名減員）から機能強化が必要な主管支所（札幌、仙台、広島、高松、福岡において１～３名増員）への人員シフトを順次実施することとしており、平成２７年度においては、３支所（釧路、山形、秋田）から２主管支所（札幌＋１、仙台＋２）へのシフトを実施。	＜課題と対応＞ 引き続き、組織合理化方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化、人員配置、体制見直しを図る。	
--	-----	---	--	--	---	--	--

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	人材の活用		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）28－⑯ 行政事業レビューシート事業番号190

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。	産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにこれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕	① 安全指導業務、被害者援護業務等に必要な人材を育成するため、産業カウンセラー、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)等の資格を取得させるとともに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 職員の資質向上や人材の有効活用のための取組が適切になされているか。	<主要な業務実績> ①人材育成、人材の有効活用等 ・新たに21人が産業カウンセラー資格を取得。当該資格取得職員をカウンセラーとして指名し適性診断業務に配置するなど人材を有効に活用。 ・介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に25人受講。被害者援護業務に配置するなど人材を有効に活用。 ・事業環境の変化に対応するため、民間からISO業務に精通した人材を人事交流として新たに採用するとともに、国との	<評定と根拠> 評定：B 各業務を高度な専門性をもって遂行させていくため、各種資格の取得支援やスキルアップのための研修の実施等、常に人材育成と職員の資質向上に取り組んでいるほか、人材育成の取組の方向性や研修体系及びキャリアパス等を明確化するためNASVA人材育成方針の周知を引き続き図る等、効果的・効率的な職員の資質向上・育成を図っており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。	評定 B <評定に至った理由> 各種資格の取得支援やスキルアップのための研修を積極的に実施するほか、「NASVA人材育成方針」を組織内に周知して効果的・効率的な職員の資質向上と育成を図っている。また、各主管支所における被害者援護業務に関する勉強会の開催など、組織の方向性を踏まえた人材育成を図っており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。 <今後の課題> 特になし <その他事項> 特になし	

		組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。 ② 安全指導業務、被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。 ③ 「NASVA 人材育成方針」に基づき、次代の NASVA を担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員のモチベーションを向上させるとともに、職員の意欲・能力を活かす人事管理や組織作りを推進します。		人事交流を促進し、幅広い視野と経験を有する人材を育成。 ・引き続き勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映。 ②研修の充実、職員の資質向上等 1) 指導講習業務における講師の育成強化 ・運行管理者指導講習の講義ができる第一種講師育成のため、23 人に第一種講師資格要件研修を実施。 ・飲酒が体に及ぼす影響等の専門講師を育成するため、「ASK 飲酒運転防止インストラクター養成講座」を27 人が受講。 2) 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化 ・診断業務においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー養成のため、34 人に第一種カウンセラー資格要件研修を実施。 ・第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー200 人に対し、カウンセラー教育・訓練を実施。 3) 安全マネジメント業務の充実に向けた対応 ・安全マネジメント業務を新たに担当する職員2	＜課題と対応＞ 引き続き、必要に応じた研修カリキュラムの見直し等を行いながら、職員の資質の向上及び育成を行う。	
--	--	--	--	---	---	--

				7人に基礎知識の研修を実施。安全マネジメント関係講習会講師指名の職員10人に技能向上等を目的とした研修を実施。 ・コンサルティングを新たに担当する職員28人にアドバイザー資格習得の研修を実施。アドバイザー27人に資質向上を図るためのスキルアップ研修を実施。 ・安全マネジメント評価業務を行う安全評価員の養成のため、安全評価員候補者として新たに13人が国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」に参加。また、41人がNASVA主催の「運輸安全マネジメント評価本部研修」を受講。 ・安全評価員候補者19人に、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の向上のため、評価実施時のOJTを実施。 4) 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み ・採用職員研修で臨床心理士による講義と交通遺児保護者による講話を実施。 ・前年度に引き続き、これまで事故対策事業推進員のみを対象としていた債権管理の対象者を職		
--	--	--	--	--	--	--

				員、非常勤職員等に拡大。 5) ISO コンサルタントの養成 ・ISO コンサルタント育成のため、コンサルタント候補者 5 人に外部の ISO 9001 基礎研修及び ISO 9001 審査員補研修を実施。本部で ISO 39001 解説研修を実施。外部研修と内部研修の受講を通じて、ISO の基本的な考え方及び ISO 審査実務の理解並びに ISO 39001 規格要求事項の詳細とコンサルティング業務の知識を習得。 6) 各主管支所等の経理事務に携わる職員 30 人に会計事務及び財務・会計システム研修を実施。 7) 新規採用職員研修、中堅職員（アシスタントマネージャー級）、新任マネージャーに対する階層別研修を実施。 8) 「被害者援護促進の日」を活用して、組織としての被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施。 ③人材育成の取組みの方向性、研修体系及びキャリアパス等を明確化した		
--	--	--	--	---	--	--

					NASVA 人材育成方針を 研修等において職員に認 識させることにより、モ チベーションの向上を図 った。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2
中期目標管理法人
年度評価
項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3-1	業務運営の効率化 安全指導業務		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）28-⑯ 行政事業レビューシート事業番号190

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	指導講習業務インターネット予約率（計画値）	中期目標期間最終年度：60%以上	—	40%以上	45%以上	50%以上	80%以上	—	—
	指導講習業務インターネット予約率（実績値）	—	18.0% (24,711 人)	52.5% (73,345 人)	77.3% (103,964 人)	84.5% (109,949 人)	88.7% (121,331 人)	—	利用者数実績は前中期最終年度の4.9倍
	※括弧内は利用者数								
	達成度	—	—	131.3%	171.8%	169.0%	110.9%	—	—
	適性診断業務インターネット予約率（計画値）	中期目標期間最終年度：60%以上	—	40%以上	45%以上	50%以上	55%以上	—	—
	適性診断業務インターネット予約率（実績値）	—	18.4% (57,978 人)	32.1% (102,868人)	54.0% (168,975人)	67.2% (209,716人)	72.8% (232,305人)	—	利用者数実績は前中期最終年度の4.0倍
	※括弧内は利用者数								
	達成度	—	—	80.3%	120.0%	134.4%	132.4%	—	—
	一般診断の支所外受診率（計画値）	中期目標期間最終年度：50%以上	—	46%以上	47%以上	48%以上	49%以上	—	—
	一般診断の支所外受診率（実績値）	—	42.5% (108,740 人)	47.4% (124,904 人)	49.9% (126,398 人)	51.6% (131,320 人)	50.9% (125,590 人)	—	支所外受診者数実績は前中期最終年度の1.2倍
	※括弧内は支所外受診者数								
	達成度	—	—	103.0%	106.2%	107.5%	103.9%	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	安全指導業務における I T の活用及び民間参入の状況等を踏まえ、業務運営の効率化を図る。	I T を活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ 6 0 % 以上とします。また、契約事業者（注 1）及び貸出機器（注 2）による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに 5 0 % 以上とします。 これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。 （注 1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。 （注 2）「貸出機器」	指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合について、予約受付開始日を早めるなど利便性の向上を図ることにより指導講習 8 0 % ・適性診断 5 5 % 以上とします。 また、契約事業者（注 1）及び貸出機器（注 2）による一般診断の利用促進を図るため、契約事業者に対する働きかけや講習会等での貸出機器の周知を行い、支所以外での受診者の割合を 4 9 % 以上とします。 民間参入の状況等を踏まえつつ、上記取組を通じて受付業務等の省力化による支所内業務の効率化を図ります。 （注 1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用	＜主な定量的指標＞ ・指導講習・適性診断業務インターネット予約率 ・一般診断の支所外受診率 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ インターネット予約率及び支所外受診率が着実に向上しているか。	＜主要な業務実績＞ 1）インターネット予約の促進 ・指導講習のインターネット予約率 8 0 % 以上達成のため、引き続き、指導講習会開催時にインターネット予約の方法や利便性について説明。 ・また、適性診断の同予約率 5 5 % 以上達成に向けては、診断受診者に同様に説明。 ・「インターネット予約利用者は、予約受付開始を 1 ヶ月以上早くできる」などインセンティブを強調。 ・指導講習・適性診断の電話予約受付の際にインターネット予約の利便性について説明。実際の操作を交えた予約方法の説明を行うとともに、適性診断を利用される事業者には、インターネット予約に必要な ID/パスワードをお知らせするなど対応。 ・以上により、インターネット予約率は指導講習で 8 8 . 7 %、適性診断で 7 2 . 8 %。 2）支所以外での一般診断受診の促進	＜評定と根拠＞ 評定：B インターネット予約率及び一般診断の支所外受診率ともに目標値を上回った。特に指導講習の予約率については、中期計画の目標値 6 0 % を上回る 8 0 % と高い数値を敢えて設定したところであるが、結果的にこれを上回る実績を達成しており、これにより一層の効率化が図られ、年度計画を十分に達成しているものと判断し B 評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、インターネットを活用した予約・診断のメリットを運送事業者等に周知し、利用率の向上を促進させ、一層の効率化を図る。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 指導講習及び適性診断のインターネット予約率は年度計画の計画値を大きく上回っており、特に指導講習においては平成 2 6 年度の実績を踏まえて中期計画の目標値 6 0 % を大きく上回る 8 0 % を年度計画の目標値に設定したところ、さらにこれを上回る予約率を達成した。一般診断の支所外受診率も計画値を上回っており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B 評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし ＜その他事項＞ ・自動車運送事業者の安全性確保のため適性診断の広がりが必要。支所外診断の拡大を進めてほしい。	

		とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。	規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。 （注２）「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。		・支所外一般診断受診者の割合４９％以上達成のため、引き続き、契約事業者等による一般診断の利用促進を図った。 ・契約事業者に対して、自社において２４時間いつでも適性診断が受診できること、過去の適性診断の受診状況についての情報を提供し、繰返し受診が事故防止により効果的であること等、ナスバネットの利用によるメリット等を説明。 ・さらに、契約事業者の増加につなげるため、ナスバネットを導入しやすくなるよう、従前よりも安価なパソコンでナスバネットを利用できるようナスバネットソフトウェアを改良。 ・以上により、支所外一般診断の受診者の割合は５０．９％。 ３）インターネット予約率並びに支所外一般診断受診率が向上したことにより、指導講習及び適性診断における電話予約対応等が減少しているほか、職員による受講者・受診者データの入力作業が軽減され、支所業務が効率化。	
--	--	---------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－3－2	業務運営の効率化 療護施設		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）28－⑯ 行政事業レビューシート事業番号190

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	外部検査受入件数 (計画値)	年間10,000件程度	－	10,000件程度	10,000件程度	10,000件程度	10,000件程度	－	－
	外部検査受入件数 (実績値)	－	10,331件	11,385件	11,335件	11,898件	11,339件	－	－
	達成度	－	－	113.9%	113.4%	119.0%	113.4%	－	－
	外部検査収入(百万円)	－	186	195	196	192	168	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	ア. 療護センターについて、質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。	ア. 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース（注３）による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。	ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、引き続きタスクフォース（注３）による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。	＜主な定量的指標＞ 外部検査受入件数 ＜その他の指標＞ 外部検査収入 ＜評価の視点＞ 必要な医療水準を維持しながら、コスト削減や地域医療貢献、自己収入の確保といった取組が着実になされているか。	＜主要な業務実績＞ 平成２７年度の療護センターの医療水準及びコスト水準等の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表。 ・運営委託費のコスト要因について、各療護センターの財務状況、経営効率等を把握するとともに、財務分析、入院収益及び診療行為に関する分析等を実施。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 運営委託費のコスト削減に努めるとともに、外部検査の受入等着実に実施しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しＢ評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 入院患者の減少等が収入の減少につながるため、様々な機会を捉えた療護センターの効果的な周知について引き続き検討。	評定	Ｂ
							＜評定に至った理由＞ 医療水準及びコスト水準等について外部評価を実施するとともに、各療護センターの財務状況や経営効率等を把握した上で、必要な医療水準を維持しつつ収入の確保及び経費の縮減に取り組んでいる。 高度先進医療機器の活用については、計画値以上の外部検査受入を達成しており、地域医療への貢献を果たしている。 これらの実績は年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、Ｂ評価とした。	
	イ. 療護施設の運営委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図る。	（注３）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関 イ. 療護施設の運	（注３）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関 イ 療護施設の運				＜今後の課題＞ 療護施設における医療水準を維持しつつ、更なるコスト削減について、検討を進める必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし	

	ウ．療護センターが保有する高度先進医療機器については、保有資産の有効活用を図る観点から、年間１０，０００件程度の外部検査を積極的に受け入れ、自己収入の確保を図る。	営委託費のコスト要因を毎年度分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。	ウ．療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間１０，０００件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。	ウ．療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間１０，０００件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。	・また、引き続きセンター長等会議においては、必要な医療水準を維持しつつ、収入の確保及び経費の縮減に取り組むよう要請。		
					外部検査の受託について、MR I、PET等の高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、１１，３３９件の外部検査を受託し、地域医療への貢献を果たすとともに、１６８百万円の収入を確保。		

４．その他参考情報
特になし

1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－3－4	業務運営の効率化 交通遺児等への生活資金の貸付		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）28－⑯ 行政事業レビューシート事業番号190

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	債権回収率(計画値)	中期目標期間の年度毎に回収率90%以上	－	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	－
	債権回収率(実績値)	－	91%	91%	90%	90%	92%	－	－
	達成度	－	－	101%	100%	100%	102%	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	ア. 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。 イ. 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。 ウ. このほか、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、以下の取組を行う。 （i）貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握	ア. 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。 イ. 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。	ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、回収率90%以上を確保します。 イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。	<主な定量的指標> 債権回収率 <その他の指標> なし <評価の視点> 貸付債権の適性管理や貸付制度の周知徹底のための取組が着実になされているか。また、利用者のニーズを踏まえた制度になっているか。	<主要な業務実績> 1) 債権管理規程に基づく適正な債権管理 ・債権回収率92% ・債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権管理マニュアルによる効果的な債権回収を行うとともに、折衝の機会を確保の上、利用者の生活状況を迅速に把握し、延滞金の加算により利用者の弁済意思が減退しないよう債権管理を行うため、債権管理規程に基づき債権を分類して早期折衝を行う等により、貸倒懸念債権額が前年度に比べ減	<評定と根拠> 評定：B 貸付制度の一層の周知徹底、コンビニエンスストアを活用した返還収納方法の利用率の向上のほか、一層の適正な返還の促進に向けた制度改革を行うなど、回収強化に取り組んでおり、年度計画の目的は十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 <課題と対応> 適切な債権管理や回収率の維持・向上について、引き続き、効果的・効率的な取組	評定 <評定に至った理由> 債権回収について、早期折衝や「友の会」活動を通じた返還への理解などにより、債権回収率90%以上を確保している。また、コンビニを活用した返還収納方法の導入により利便性の向上が図られ、貸倒懸念債権額が減少するとともに、債権回収に係る人的コストが削減されており、債権管理・回収の効率化が図られている。 以上の取り組みにより、年度計画における所期の目標を達成していると認められ、B評価とした。 <今後の課題> 交通遺児等のニーズについて、実態を把握する必要がある。 <その他事項> (有識者の意見) ・新規貸付利用者の減少について、その要因と交通遺児の方が何を望んでいるのかを把握する必要がある。 ・交通遺児等のニーズを踏まえた制度のあり方について検討すべきではない	B

	(ii) 貸付を必要とする者への制度の周知徹底 (iii) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化 (iv) 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減 エ. あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。	ージ等で公表します。 ウ. 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底します。また、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するなどして分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図ります。 エ. あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。	ウ 関係機関・団体等との連携の強化、情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）の活用による周知、各種イベントを通じた広報の推進、訪問支援・交流会の機会を活用した介護料受給家庭への案内等により、貸付制度及び友の会活動の周知を徹底します。 また、平成26年度に導入したコンビニエンスストアを活用した返還について、その効果を検証し、平成26年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標(債務者折衝率)を設定し、早期の折衝を行うことなどにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。 さらに、コストの相当部分を占める嘱託費を削減するため、事故対策事業推進員の更なる適正配置を計画的に進めます。	少。 ・また、延滞金減免制度の導入や貸付事実の本人伝達の徹底など、効果的に債権回収を進めるため規程を改正。 2)「友の会」活動を通じた交通遺児等の健全育成と債権の適正な管理 ・精神的支援として推進している「友の会」活動が、会員とNASVAとの結びつきを深めるとともに、他に同じ境遇の者がいること等による会員相互の連帯感が高まることにより、貸付金の返還が次の交通遺児等育成の原資として支援につながることへの理解を深めるきっかけとなっており、債権の適正な管理の面で効果を発揮。 ・貸付期間終了後も「友の会」会員として、また、会員資格を喪失した後も、債権管理期間中に適宜折衝の機会を設け生活状況を確認するなどにより回収率の高水準を維持。 債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について審議し、その結果についてホームページで公表。	を検討。	か。
--	--	---	--	--	-------------	-----------

			エ 利用者ニーズに即した柔軟な制度運営を図るとともに、必要に応じて規程等を見直します。		1) 貸付制度の周知徹底 ・従来からの損害保険会社、警察、社会保険協議会等へのリーフレットの配布、市町村への広報誌掲載の働きかけのほか、各都道府県警察本部及び全国被害者支援ネットワーク加盟団体へ広報・周知依頼を実施。 ・政府等主催の検討会議への参加等、以下の取組を実施。 ：内閣府主催「自助グループ運営・連絡会議（東京）」に参加し、貸付制度等について周知。 ：内閣府主催「交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウム（福岡）」に「友の会」OB がパネリストとして参加し、交通遺児としての心情、交通遺児等に対して必要な支援について発言してもらったほか、ロビーで広報物を配布。 ：警察庁及び認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク等主催「全国犯罪被害者支援フォーラム 2015（東京）」にパネリストとして参加し、被害者支援の取組状況及び貸付制度等について周知。 ：一般向け周知活動として『ナスバギャラリーIN 東京』を東京メトロ銀座	
--	--	--	--	--	--	--

					線三越前駅構内において開催し、交通遺児等による書道コンテスト優秀作品及び重度後遺障害者が創作された作品を展示。 2) 債権管理・回収の強化、コストの削減 ・平成 26 年度から導入したコンビニエンスストアを活用した返還収納方法により利便性の向上が図られたことなどにより、貸倒懸念債権額が前年度に比べ減少。 ・前年度に引き続き、事故対策事業推進員の適正配置を進め、2 名分のコストを削減。 利用者ニーズに即した柔軟な制度運営のため、前年度に関係規程の改正を行い、貸付金額月額 2 万円を「2 万円以内」に、回収期間 2 0 年固定を「原則 2 0 年」とする新たな制度を開始。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2
中期目標管理法
年度評価
項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3-5	業務運営の効率化 業務全般（経費削減、契約適正化）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費削減割合 (計画値)	中期目標期間最終年度に平成23年度比15%以上削減	—	前年度予算の3%削減	前年度予算の3%削減	前年度予算の3%削減	前年度予算の3%削減	—	—
	一般管理費削減割合 (実績値)	—	—	平成23年度予算の8.8%削減 (▲29百万円)	平成24年度予算の8.4%削減 (▲40百万円)	平成25年度予算の8.1%削減 (▲36百万円)	平成26年度予算の7.9%削減 (▲34百万円)	—	—
	達成度	—	—	293.3%	280.0%	270.0%	263.3%	—	—
	業務経費削減割合 (計画値)	中期目標期間最終年度に平成23年度比10%以上削減	—	前年度予算の2%削減	前年度予算の2%削減	前年度予算の2%削減	前年度予算の2%削減	—	—
	業務経費削減割合 (実績値)	—	—	平成23年度予算の2.4%削減 (▲101百万円)	平成24年度予算の2.2%削減 (▲69百万円)	平成25年度予算の2.2%削減 (▲74百万円)	平成26年度予算の2.6%削減 (▲95百万円)	—	—
	達成度	—	—	120.0%	110.0%	110.0%	130.0%	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	ア. 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で10%以上削減する。 イ. 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図	ア. 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減します。 イ. 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減します。 ウ. 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき	ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成26年度予算の3%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で15%以上削減します。 イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成26年度予算の2%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で10%以上削減します。	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費削減割合 ・業務経費削減割合 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 一般管理費及び業務経費が着実に削減されているか。契約の競争性及び透明性が確保されているか。	＜主要な業務実績＞ 業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減に積極的に取組み、計画（平成26年度予算に対し▲3%削減）を上回る経費削減（▲7.9%）を達成。 業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減に積極的に取組み、計画（平成26年度予算に対し▲2%削減）を上回る経費削減（▲2.6%）を達成。 ・公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を図るため、平成27年度調達等合理化計画を策定。 ・同計画に則り、企画競争による場合の事前検証の徹底、一者応札の見直し、調達グループを超えた一括調達、障害者就労施設等からの調達に重点的に取り組んだほか、調達に関するガバナンスの徹底を実施。 ・さらに、計画策定、実施、自己評価及び次計画	＜評定と根拠＞ 評定：B 一般管理費及び業務経費の削減を図っているほか、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的な調達等の合理化に向けた取組を着実に実施しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 平成27年度からの調達等合理化計画策定を始めとする調達手続きに係る新たな取り組みに適切に対応。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 一般管理費及び業務経費について、計画を上回る経費削減を達成している。また、平成27年度より調達等合理化計画を策定し、公正性・透明性を確保しながら自立的かつ継続的な調達等の合理化を進めており、政府の方針に沿った取り組みを着実に実施している。 以上により、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。 ＜今後の課題＞ 調達等合理化については、事務・事業の特性を踏まえたPDCAサイクルによる継続的な取り組みが重要であり、27年度の取り組みにおける成果や課題等を踏まえ、次年度以降さらなる合理化に取り組んでいく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし	

	る。	毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施し、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。	ウ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組めます。		への反映というPDCAサイクルによる推進を図るため、・「平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」の取組状況について、別紙のとおり自己評価を行い、外部有識者からなる契約監視委員会の点検を実施。	
--	----	---	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－3－6	業務運営の効率化 業務全般（内部統制、情報セキュリティ）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	ウ. 総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知した事項を参考にしつつ、内部統制については、更に充実・強化を図る。	エ. 内部統制については、業務運営方針の明確化・役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。また、内部監査の強化による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。 また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュ	エ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行に伴い、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に係る業務方法書の改正を行うとともに、内部統制の推進、リスク管理、情報システム整備、監事監査、内部通報等の内部統制システムに係る諸規程の整備・検討を進め、内部統制の一層の充	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 内部統制の整備が計画に沿って進められたか。適切な情報セキュリティ対策がなされたか。	＜主要な業務実績＞ エ. 内部統制等について 1）引き続き、業務運営方針（NAS VAWAY 2013）の共有化を図るべく、全国支所長会議及び主管支所総務担当マネージャー会議等を通じて更なる周知徹底を実施。 2）改正独立行政法人通則法の施行に円滑に対応するため、業務方法書及び内部統制規程等関係する諸規程を制定・改正を行うとともに、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委	＜評定と根拠＞ 評定：B 業務運営方針（NAS VAWAY 2013）の共有化の徹底、理事会の場を活用した中期計画・年度計画の進捗管理、会計内部監査及び監事監査を通じた業務運営状況や内部統制状況のモニタリングの実施のほか、組織内イントラネットや電子メールの活用による組織内の情報共有の推進等を引き続き図っているほか、改正通則法の施行に伴い、業務方法書を始めとする内部統制の関係諸規程の制定・改正を行うとともに、内部統制委員会を始めとす	評定 B ＜評定に至った理由＞ 内部統制については、関係諸規程の制定・改正を行い各委員会の開催や内部監査室の新設、内部通報制度の創設等を実施するとともに、引き続き業務運営方針の組織全体への浸透を進め、会計内部監査や監事監査を通じて業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施するなど、内部統制の一層の充実・強化を図っている。 情報セキュリティ対策については、昨今の個人情報保護対策強化等の動きを踏まえ、セキュリティ対策の強化、システム改修、全職員の意識徹底等に着実に取り組んでいる。これらの対策により、一部で発生した誤送信等の事案に対して迅速に対応するとともに、即座に再発防止策の徹底を講じるといった動きにも繋がっている。 以上の取り組みは、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。 ＜今後の課題＞ 情報セキュリティ対策について、システム上のセキュリティ強化により人的エラー発生の可能性を排除するなど、個人情報等の保護を一層強化する必要がある。	

	また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	リティ対策を推進します。	実・強化を図ります。 オ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するなど、適切なセキュリティ対策を推進します。	員会及び情報セキュリティ委員会の開催、内部監査室の新設、内部通報制度の創設等、内部統制の一層の充実・強化を図った。 3) 引き続き、業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握。また、理事会議事概要を理事会資料とともに全職員に情報提供し共有化。 4) 会計内部監査（19箇所）、監事監査（19箇所）のほか、内部統制充実・強化のために新たに設置した内部監査室による個人情報漏洩を端緒とするリスクアプローチ型の業務内部監査（3箇所）を実施し、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施。 5) コンプライアンスの一層の推進を図る観点から、コンプライアンス委員会を開催し、全役職員に「コンプライアンス実践マニュアル」を周知徹底するため、「コンプライアンス保持のための遵守	る各委員会の開催、内部監査室の新設等、内部統制の一層の充実・強化を図るとともに、基幹ネットワークの情報セキュリティ対策やホームページへの不正アクセス等に対する遮断システムの導入等、政府方針を踏まえたセキュリティ対策の推進に取り組んでおり、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 平成27年度からの改正独立行政法人通則法の施行に伴い、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に係る諸規程の整備検討を進め、内部統制の一層の充実・強化を図る。	＜その他事項＞ （有識者の意見） ・組織の運営方針について、全職員が理念をしっかりと理解して業務に取り組むことで、自ずと内部統制の推進を図ることができる。 ・個人情報保護に関しては慎重に対応すべき。
--	--	---------------------	--	--	---	--

					事項等のチェック」を実施し、遵守状況を確認するとともに、最近時におけるコンプライスに反する事案等について情報を共有。 6) 業務上のリスク管理の徹底を図る観点から、リスク管理委員会を開催し、各部・室から提出された業務リスクに基づき、リスク抽出・分析・評価・対応策に関する決定等を行った。 7) 引き続き、業務運営上必要な情報を組織内イントラネットや電子メールを活用し本部から全職員に伝達。 8) 地震災害にかかる対応について、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施するとともに、防災週間(9月)において、万一の地震災害の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等被害状況の報告訓練を実施。 オ 情報セキュリティ対策について	
--	--	--	--	--	--	--

					日本年金機構の個人情報 流失事件及び政府からの 注意喚起指示を踏まえ、 基幹ネットワークの情報 セキュリティ対策とし て、システム改修（①フ アイヤーウォールの強 化、②不正通信の可視化、 ③基幹ネットワークのセ キュリティ診断、④共有 ファイルサーバの各ホル ダ毎の暗号化システムの 導入、⑤メール添付ファ イルの自動暗号化システ ムの導入等）を実施する とともに、機構ホームペ ージのセキュリティ強化 対策（①D-Dos 攻撃の自 動検知・自動制御、②当 該自動検知・制御内容の 迅速通報、③接続回線ま で含めた包括的防御、④ 専門家による 24 時間体 制の監視等）を実施し、 ホームページへの不正ア クセス等に対する遮断シ ステムを導入したほか、 「サイバー攻撃対策の遵 守 6 則（標的型メール対 策）」を策定して全役職員 へ徹底し、情報セキュリ ティの確保及び保有個人 情報の適切管理を図ると ともに、情報セキュリテ ィインシデントが発生し た場合に被害の最小化及 び迅速な復旧支援等を行 うための体制として CSIRT（情報セキュリテ	
--	--	--	--	--	---	--

					イインシデント対応チーム)を設置。 なお、平成27年度においては、適性診断用貸出機器からの適性診断票誤印刷、特定診断結果の誤送付、第三者へのFAX誤送信、メールアドレスの誤送信等の事案が発生したところであるが、これらの発生を受け、「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント10則」を策定し全役職員に周知徹底を図るとともに、各主管支所内の緊急ミーティングの実施、臨時主管支所長会議の開催のほか、6月・7月を「情報セキュリティ・個人情報保護強化月間」として指定し、職員一人一人に保有個人情報の漏えいに対する重大性を強く認識させる等の再発防止に取り組んだ。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1－1－4－2
中期目標管理法人
年度評価
項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）28－⑯ 行政事業レビューシート事業番号190

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を以下のとおり策定します。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。	別紙2のとおり なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画の策定、計画に沿った適正な予算執行等がなされているか。	<主要な業務実績> ・年度計画に基づき年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図り適正に予算執行した。 ・運営費交付金額の算定について、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に実施した。	<評定と根拠> 評定：B 中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算執行を行っており、着実な実施状況にあると認められ、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行ったところであり、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。	評定 B	<評定に至った理由> 中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画の下、サービスその他業務の質の向上を図りつつ適正な予算執行を行っている。運営費交付金債務残高の発生状況に留意した厳格な運営費交付金額の算定も行っており、年度計画における所期の目標を達成していると認められることから、B評価とした。 <今後の課題> 特になし <その他事項> 特になし

						<課題と対応> 引き続き、健全な財務体質の維持を図る。	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）28－⑯ 行政事業レビューシート事業番号191

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。	千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。	別紙1のとおり	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 中期計画及び年度計画に沿って適正に整備されているか。	＜主要な業務実績＞ 計画に基づき、施設・設備の整備を順次行った。 ・中部療護センター 脳磁図計（MEG）新設 X線撮影装置更新 ・千葉療護センター、岡山療護センター 生化学自動分析装置更新 ・千葉療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新 ・東北療護センター 人工呼吸器更新	＜評定と根拠＞ 評定：B 中期計画に基づく設備等について、年度計画どおり仕様に沿って整備し、適切に執行しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 中期計画及び年度計画に沿って適正に整備されており、年度計画における所期の目標を達成していると認められることから、B評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし	

4. その他参考情報

特になし

1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－2	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数）（計画値）	平成 28 年度までに 100.0 以下に引き下げ	—	—	—	—	—	100.0 以下	—
	給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数）（実績値）	—	105.1	104.5	104.9	103.8	103.2	—	—
	達成度	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものと	給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。 特に事務・技術職員の給与水準については、平成 2	給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。 引き続き、新規職員の積極的な採用による新陳代謝	＜主な定量的指標＞ 給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数） ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 給与水準や総人件費の見直しが着実に行われているか。	＜主要な業務実績＞ 1）給与水準の適正化に向けた取組み ・国家公務員給与法の一部改正に準拠して、平成 2 7 年 4 月から職員の俸給表平均 0. 4 % 引上げ、平成 2 7 年 1 2 月支給の役職員の賞与 0. 1 月分引上げを実施。 ・国家公務員の給与制度の総合的な見直しを踏ま	＜評定と根拠＞ 評定：B 国家公務員の給与改定等に準拠した給与水準の適正化等により、ラスパイレス指数の低減が確実に図られ、年度計画を十分に達成しているものと判断し B 評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、政府における	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 国家公務員給与法の一部改正を踏まえた給与水準の見直し等を着実に進めるとともに、積極的な新規採用による職員の新陳代謝を図ったことにより、ラスパイレス指数が低減しており、年度計画における所期の目標を達成していると認められることから、B 評価とした。 ＜今後の課題＞ 中期計画におけるラスパイレス指数の計画値の着実な達成に向け、引き続き給与水準の厳格な見直しが求められる。	

	する。 また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。	２年度の対国家公務員指数が年齢勘案で１０４．７となっていることを踏まえ、平成２８年度までにその指数を１００．０以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直します。 また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。	の効果により、さらなる給与水準の引き下げが図られるよう取り組みます。 また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。		え、国家公務員に準拠して、平成２８年４月から地域手当の支給地域・支給割合の引き上げ等の給与制度の総合的見直し。 ・新規職員を１３名採用し、職員の新陳代謝。 ２）平成２７年度の給与水準(ラスパイレス指数) ・国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果として１０３．２となった。(前年度１０３．８)	総人件費削減の取り組みを踏まえた見直しを行うとともに、新規職員採用による職員の新陳代謝効果による給与水準の適正化を図る。	<その他事項> 特になし
--	---	---	---	--	---	---	----------------------------------

４．その他参考情報
特になし